

令 和 3 年

三重県議会定例会会議録

(6 月 16 日)
(第 20 号)

令和3年

三重県議会定例会会議録

第20号

○令和3年6月16日（水曜日）

議事日程（第20号）

令和3年6月16日（水）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川	口	円
2	番	喜	田	健児
3	番	中	瀬	信之
4	番	平	畑	武
5	番	石	垣	智矢
6	番	小	林	貴虎
7	番	山	本	佐知子
8	番	山	崎	博
9	番	中	瀬古	初美
10	番	廣		耕太郎
11	番	下	野	幸助

12	番	田	中	智	也
13	番	藤	根	正	典
14	番	小	島	智	子
15	番	木	津	直	樹
16	番	田	中	祐	治
17	番	野	口		正
18	番	野	村	保	夫
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	小	林	正	人
30	番	服	部	富	男
31	番	村	林		聡
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
38	番	日	沖	正	信
39	番	舟	橋	裕	幸
40	番	三	谷	哲	央

41	番	中 村 進 一
43	番	津 田 健 児
44	番	中 嶋 年 規
45	番	青 木 謙 順
46	番	中 森 博 文
47	番	前 野 和 美
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
51	番	舘 直 人
欠席議員	1名	
37	番	北 川 裕 之
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主査)	辻 昌 平
書 記 (議事課主査)	中 西 孝 朗

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴 木 英 敬
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人

防災対策部長	野 呂 幸 利
戦略企画部長	安 井 晃
総 務 部 長	高 間 伸 夫
医療保健部長	加 太 竜 一
子ども・福祉部長	中 山 恵里子
環境生活部長	岡 村 順 子
地域連携部長	山 口 武 美
農林水産部長	更 屋 英 洋
雇用経済部長	島 上 聖 司
県土整備部長	水 野 宏 治
最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長	田 中 淳 一
医療保健部理事	中 尾 洋 一
環境生活部廃棄物対策局長	増 田 行 信
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日 出 夫
地域連携部南部地域活性化局長	横 田 浩 一
雇用経済部観光局長	小見山 幸 弘
県土整備部理事	真 弓 明 光
企 業 庁 長	喜 多 正 幸
病院事業庁長	長 崎 敬 之
会計管理者兼出納局長	森 靖 洋
教 育 長	木 平 芳 定
公安委員会委員	長 江 正
警 察 本 部 長	佐 野 朋 毅
代表監査委員	伊 藤 隆

監査委員事務局長

紀 平 益 美

人事委員会委員

戸 神 範 雄

人事委員会事務局長

山 川 晴 久

選挙管理委員会委員

野 田 恵 子

労働委員会事務局長

中 西 秀 行

午前10時0分開議

開 議

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。5番 石垣智矢議員。

〔5番 石垣智矢議員登壇・拍手〕

○5番（石垣智矢） 皆様、おはようございます。

自由民主党県議団、いなべ市・員弁郡選出の石垣智矢でございます。

議長のお許しをいただきましたので、3日目、トップバッターとして元気に努めさせていただきたいと思っておりますので、明快な答弁をよろしく願いたいします。

始まったばかりですが、既に時間が足りませんので、早速質問に入りたいと思っております。

今日は、3点質問させていただきます。

1点目、県営都市公園について、そして、コロナ禍の利用促進及び利用者満足度の向上について質問させていただきます。

県営都市公園は、三重の豊かな自然と身近にふれあえる場所として、また、スポーツやレクリエーションの地域の拠点として、県民が心豊かにゆとりある生活を実感するための欠かせない施設となっています。

現在、三重県では六つの県営都市公園があり、南北に広がる本県の魅力を各施設で最大限に提供していただいております。

公園の施設内部には、遊具施設や芝生広場のある無料施設と、野球場やテニスコート、バーベキュー施設などの有料施設等があり、どちらも利用者が増えてこそ公園の存在価値がより一層高まります。

しかし、少子・高齢化や人口減少、公園施設の老朽化や多発する自然災害への対応など、都市公園を取り巻く環境は大きく変化し、都市公園に対する利用者のニーズも多様化しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大で生活スタイルも変化する中、身体的・精神的な健康管理という点からも、公園の需要が非常に高まっております。利用者のニーズを的確に捉えるためにも、今ある公園機能を最大限に活用し、コロナ禍でも安心して楽しむことができる環境整備が必要です。

そこで、県営都市公園でのコロナ禍での取組と、今後のアフターコロナ社会における利用促進並びに利用者の満足度向上をどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 県営都市公園の利用促進と、利用者満足度の向上の取組についてお答えさせていただきます。

県土整備部が所管しております都市公園は、北勢中央公園など六つの公園がございますが、都市公園全体の年間利用者数は令和元年度が221万人、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により減少しており、173万人となっております。

これらの都市公園では、J Aグリーン公園を除く五つの公園で指定管理者制度を導入しており、マルシェ、公園内の木々を利用した木工教室、野鳥・樹木・昆虫等の観察会、テニス・カヌー教室など各公園の特徴を生かした

様々なイベントを開催して、公園の利用促進に努めております。

また、公園利用者を対象にアンケート調査を実施しており、そこで得られた意見を参考に、要望の多いトイレの洋式化や公園遊具の新設、ベンチの増設を行うなど、公園利用者の満足度向上に努めているところでございます。

平成28年度に国土交通省が設置しました、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会において、社会の成熟化や価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景に、都市公園は緑とオープンスペースが持つ多機能性を最大限に引き出すことを重視するステージに移行すべきとの報告がなされました。この新たなステージでの都市公園の再生、活性化を推進するために、平成29年度に都市公園法が改正され、民間活力による新たな都市公園の整備手法であるP a r k－P F I制度が創設されました。

鈴鹿青少年の森では、このP a r k－P F I制度を活用して、民間のノウハウを活用した、官民連携による新たなにぎわいづくりのための整備を進めているところでございます。

一方で、新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、都市公園は、散策、遊び、休息、スポーツなど、健康的な生活に欠かせない身近なオープンスペースとしても見直されております。

今年度は、県民の皆様から御提案いただいたみんつく予算で、子どもだけでなく大人も気軽に公園で運動できるよう、健康遊具が設置されていない北勢中央公園と大仏山公園に大人用の健康遊具を整備するとともに、全ての公園において遊具への抗菌加工を施すなど、幅広い世代が安心して公園を利用するための取組を進めております。

さらに、最近では、テレワークの推進によりどこでも働ける環境が整い、快適な環境、ゆとりあるスペースに対するニーズが高まっていることから、熊野灘臨海公園においては、コテージやオートキャンプ場に既存の通信設備を利用してW i－F iを導入し、リゾート型のワーケーションを進めているところでございます。

今後も、引き続き利用者ニーズの把握に努めるとともに、各公園の特徴を

生かしたイベントの開催やP a r k－P F I、ワーケーションなど、都市公園の利用促進と利用者の満足度向上に取り組んでまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁いただきました。

コロナウイルスへの安全対策、安心の確保という点でいきますと、健康遊具等の抗菌対応をしっかりとさせていただいて、皆さんが安心して気軽に利用していただけるような対策を取っていただいているというお話でありましたし、利用促進という観点からは、熊野灘臨海公園でW i－F i導入をしてワーケーションの取組、あと、利用者満足度向上という点では、やはり民間のノウハウを活用したP a r k－P F I、この手法を用いた形で利用者向上に努めていく、そういったお話だったのかなというふうに思っております。

アンケート調査をしていただいた形でニーズの把握を努めているということでありましたけれども、やはりこの新型コロナウイルス感染の状況で、公園に対するニーズというのもかなり変わってきているところもありますので、さらに利用者の方々のニーズというものを的確に捉えていただきながら、もちろん手法としてはいろんな手法がありますので、ぜひ公園の利用促進、また、利用者満足度の向上に向けて、これからも取り組んでいただきたいと思っております。

その手法という観点から、2点目の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目は、屋外テレワークやオープンエアミーティングの考え方について、御質問させていただきます。

現在、コロナ禍での生活スタイルの変化から、ワーケーション、先ほど熊野灘臨海公園での取組が御紹介されましたが、言ってしまうとワークとバケーション、仕事と旅行という今まで結びつきがないと思われていた考え方に価値が見いだされている、そんな時代なのかなというふうにも思っております。

熊野灘臨海公園でのワーケーションの取組、大自然の地域的魅力を存分に

生かした取組だと私も感じております。先日、熊野灘臨海公園のキャンプ場とコテージのほうに、東議員の御紹介でお邪魔させていただいて、視察させていただきました。いろいろお話も聞かせていただいたんですけども、やはり海を見渡ししながら、後ろでは森の呼吸を聞きながら、バケーションという観点からもすごく心がリラックスできるとともに、仕事をする環境でも、静かな場所で小鳥のさえずりを聞きながら仕事にも集中ができる、非常に有効な場所であるなということを改めて感じさせていただいた次第でございます。東豊議員、ありがとうございました。

南部地域のこのワーケーションの取組、ぜひ県全域でも考えたんですけども、まだ、これ、北部や中部というのはまた違う課題がございます、北中部地域では愛知県や大阪府の都心部へ出勤されている方も多く、地元で仕事ができる環境づくり、また、平日、昼間の利用促進という観点からも、屋外テレワークという考え方、こちらが有効的だと私は感じております。

また、密を避けて自然あふれた開放的な屋外で会議を行うオープンエアミーティング、屋外会議ですけども、オープンエアミーティングの考え方も新たなミーティングスタイルとして、ただいま注目を集めております。

こちらを御覧いただきたいと思います。(パネルを示す)屋外テレワークを、私が自分で実験的にさせていただいた写真であります。こちらは昨年、東員町の東員町中部公園で屋外テレワークを実験的に行ったときの写真です。東員町役場建設課、そして東員町観光振興会の御協力の下、緑に囲まれた公園の中で、管理棟周辺のWi-Fi設備を活用させていただいて、ウェブ会議を行わせていただきました。やはり、このWi-Fi環境が整備されているというところで、今回の実験的にこの東員町中部公園を使わせていただいたというところであります。

次に、こちらの写真を見ていただきたいと思います。(パネルを示す)こちらは同じく東員町中部公園で、企業の方とオープンエアミーティングを実験的に行ったときの写真であります。この開放的な場所で意見交換させていただいたんですが、企業の方からも、この開放的な空間でアイデアの富んだ

会議ができた、自社でもぜひ検討したいというお言葉もいただきました。非常に開放的な場所で緑あふれる、また、静かな空間というところからも、非常に量から質のアイデアが求められる時代には、非常に有効的な会議の方法なのかなということも感じさせていただきました。御協力いただきました皆様、本当にありがとうございました。

このように、公園で仕事ができる屋外テレワークやオープンエアミーティングなどの考え方について、県としてどのように捉えているのか、そして、これに付随して、県営都市公園のWi-Fi設備の設置についても、併せてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（真弓明光）** 屋外テレワークやオープンエアミーティングの考え方について、お答えさせていただきます。

県営都市公園は、主にスポーツ、運動などのレクリエーション活動や、休憩・休息など、日常生活をより豊かにするための場として利用されております。

一方で、都市部では、コロナ禍で屋外Wi-Fiが整備された都市公園におきまして、密を避けることができる公園の開放的な空間を活用して、個人がテレワークを行う屋外テレワークやグループ会議・研修などを行うオープンエアミーティングが注目されておるところでございます。

これら身近な公園を、屋外テレワークやオープンエアミーティングなど、ビジネス活動の場として活用する都市型のワーケーションは、新たな公園需要を喚起し、公園利用の促進につながる新たな取組の一つと考えております。

しかしながら、県営都市公園には屋外Wi-Fiは整備されておらず、都市型ワーケーションを行うためには、新たに通信環境の整備が必要となってまいります。

県営都市公園の多くは郊外部に位置しているため、まずは都市部と同様の利用ニーズがあるかをしっかり把握し、その上で費用対効果を踏まえ、検討していきたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁いただきまして、やはり新たな公園の需要の喚起、この手法として様々な手法あると思いますので、仕事と公園といった観点について、様々な手法の中でもこのオープンエアーミーティング、そして屋外テレワーク、ワーケーションも含めてですけれども、また、新たに再度検討していただきながら、公園のしっかりとした利用促進というところにつなげていただきたいなというふうにも思っております。

Wi-Fi整備については、やはりコストも非常に多大なものであるというのは承知もしておりますけれども、この時代背景に沿った公園整備というのは、必ずこれから考えていかなければならない部分だと思っております。

10年先、20年先というのを見据えた中で、こういったWi-Fi整備というところもやはり検討の中に入ってきてもおかしくないのかなというふうにも思っておりますので、検討の課題としてしっかりとこれからも導入の方向等も検討していただくように、お願いを申し上げたいと思います。

少し再質問をさせていただきたいんですが、今ちょっと私がお話でいろいろと質問させていただいた内容というのは、基本的に手法の話たくさんさせていただきました。手法を質問する上で一番大事な根幹の部分って、やっぱりどういった課題があるかという、この整理をまずすることが必要不可欠だと思っております。

県全域の県営都市公園の現状、そして共通課題をしっかりと整理、そして共通認識の下で、県営都市公園が果たすべき役割というものはい体何なのか、これを県の方向性を示す必要があるのではないかなというふうに私は感じております。

2017年6月に都市公園法が改正をされ、公園協議会制度が創設されたことにより、他県では検討協議会等が設置をされて、県の方向性を示す基本計画、また、マネジメント方針等が策定をされております。近隣県では、岐阜県、静岡県、滋賀県が既に策定をし、新たな公園づくりに取り組まれております。

こちらを御覧ください。（パネルを示す）こちらは、岐阜県が既に策定を

されている新・岐阜県都市公園活性化基本戦略の概要であります。

岐阜県では、平成28年から岐阜県都市公園活性化懇談会という協議会を設置し、有識者や関係市町長など幅広く意見を聞きながら、公園の果たすべき役割や基本方針、それを基にした各県営公園施設の重点取組など方向性を示しております。

これ、新・岐阜県都市公園活性化基本戦略と「新」とついておりますのは、これ、現在2期目のものでありまして、1期目は平成28年からの5年間策定されておまして、時代に即した公園づくりに取り組まれているということでもあります。参考のために、ぜひこちらのほうを見ていただければと思っております。資料を用意させていただきました。

このような他県の基本戦略、マネジメント計画のように、三重県の南北に広がる県営都市公園のポテンシャルを最大限に引き出すためにも、現状と共通課題というものをしっかりと整理して、公園の果たすべき役割について、県の方向性を示す基本計画の策定を検討してはと考えますが、県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

〔真弓明光県土整備部理事登壇〕

○県土整備部理事（真弓明光） 県営都市公園における基本方針の策定についてお答えさせていただきます。

これまでの公園整備は、経済成長、人口増加を背景に、緑とオープンスペースの量的拡大を目指し、整備を進めてまいりました。しかしながら、近年、人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響など、公園を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これに伴い都市公園に求められる機能や役割も多様化しております。

本県の県営都市公園においては、公園整備がおおむね完了しつつありますが、一方で、運動の場やレクリエーションの拠点、災害時の防災拠点や避難場所、地域のにぎわいや交流の拠点など、様々な機能や役割が求められています。

こうしたことから、地域や公園利用者の公園をより効果的に利用してもら

うためには、今後は、量的な拡大から質的な拡充への転換が必要であると考えております。

他県においては、都市公園の質の向上や利用者の利便性向上を目的に、県営都市公園の基本方針を策定している自治体も数件ございます。

本県におきましても、今後の公園の役割や目指すべき方向性などについて、改めて考えていく必要性が高まっていると考えておまして、御提案いただきました基本方針の策定につきましては、ポストコロナにおける社会の情勢や利用者のニーズを見極めながら検討していきたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 非常に前向きな答弁をいただけたのかなというふうに、受け取っております。

改めて、この県営公園の共通課題、関係者の皆様方でしっかりと認識していただいて、やはり魅力ある県営都市公園、三重県の中に数多くありますので、しっかりとその機能を県民の皆様、利用者の方々に利用していただくためにも、果たすべき役割、しっかり示していただけるように検討を始めていただいて、すぐに形になってくるものではありませんので、検討していただきながら、よりよい公園利用につなげていただきたいと思います。

それでは、次に大枠の二つ目、少子化対策について質問させていただきます。

一つ目は、三重県の第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランについての①、希望出生率1.8台の実現に向けてであります。

我が国では、近年、少子化がとてつもないスピードで加速しており、2016年には出生数100万人割れ、2019年には早くも90万人割れ、そして、先日の6月4日、厚生労働省が発表した2020年の出生数は、2019年からさらに少ない84万832人と、調査が始まって以来、過去最小となっております。また、2020年の1年間の間に受理をした妊娠届の件数は、前年比4.8%減の約87万2000件と、こちらも過去最少を更新しております。

2020年の出生数や妊娠届の大幅な減少は、もともと我が国が抱える少子化

の問題に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による出産や子育てへの不安から、妊娠を控える方が多かったのではと推測をされております。

次に、三重県の出生数ですが、2020年は前年から549人少ない1万1141人と、本県でも減少。また、出生数の先行指標とも言われている婚姻件数ですが、こちらも6855組と前年の2019年からは11.4%も減少し、今年2021年の出生数はさらに落ち込む可能性があります。

前年の2019年から11.4%減少したとお伝えしましたがけれども、2019年、令和元年で令和婚のブームがあったこともあって、2019年に関しては少し婚姻件数が伸びたんですね。それもあって、今回かなり大幅な減少率になったんですけれども、それでも、この現象が非常に収まっていかないというのが今の三重県の現状であります。

結婚、妊娠、出産、子育ては、あくまでも個人の自由な意思決定に基づくものであり、個人の決定に特定の価値観を押しつけたり、プレッシャーを与えたりすることはあってはならないことを先に申し添えておきます。

本県では、第二期希望がかなうみえ 子どもスマイルプランの中の総合目標として、県の合計特殊出生率を、2020年代半ばに希望出生率である1.8台まで引き上げるとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって不安を抱え、出産や妊娠を希望する方々が慎重になっているのではないかと指摘されております。

三重の目指すべき社会像にある、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重、この実現のためには、今ある感染症に対する不安を少しずつ解消し、希望をかなえるための環境整備が必要だと考えます。

そこで、結婚や出産を希望する方々のコロナ禍での不安を取り除き、総合目標で掲げている合計特殊出生率を、希望出生率の1.8台へ引き上げるためにどのように取り組まれるのか、お伺いいたします。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 子どもスマイルプランについての、総合

目標の実現にどう取り組むかという御質問でございます。

県では、結婚、妊娠、子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重を目指しまして、現在、第二期の子どもスマイルプランに基づく取組を進めているところでございます。

スマイルプランの総合目標の一つであります県の合計特殊出生率を、2020年代半ばに、県民の皆さんの希望出生率である1.8に引き上げるというものでございます。

しかしながら、令和2年の合計特殊出生率は1.45と目標の1.8台とは大きな開きがあり、ここには、婚姻率の低下のほか、子育てに係る経済的事情ですとか、いわゆるワンオペ育児など、仕事と育児の両立における課題などが影響したものと考えております。

加えまして、議員が御紹介いただきましたけれども、令和2年には、県の婚姻数で11.4%、妊娠届出数では5.6%、対前年比での減少が見られておりまして、出会いの機会の喪失ですとか、感染症の不安による妊娠の回避、経済状況の変化など、新型コロナウイルス感染症が今後の出生数に影響を及ぼす可能性もあるというふうを考えております。

こうしたコロナ禍におきましても、引き続き、合計特殊出生率1.8台の実現を目指すため、令和2年度には妊産婦の相談窓口の設置でございますとか、あるいは、令和2年度から、これは引き続きになりますけれども、新型コロナウイルスに感染した妊産婦への専門家による支援体制を整備するなど、妊娠・出産を希望する方の不安に寄り添う取組を進めているところでございます。

さらに、今年度は、市町との連携による出会いの機会の創出、不妊治療の経験者によるピアサポートの充実、テレワークなど多様で柔軟な働き方改革の推進に取り組むなど、引き続き結婚や出産の希望がかない、安心して子どもを産み育てることの環境整備を着実に進めてまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁、ありがとうございました。

すみません、議長失礼をいたしました。通告では一括して質問させていただくというふうにさせていただいているんですが、分割で質問してしまいました。申し訳ございませんでした。

やはり今現在、不安を抱えていらっしゃる方々に、少しでも寄り添った対応をぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続けて、この②の部分、一括して質問する部分であったんですが、すみません、質問させていただきたいと思います。

スマイルプランの二つ目の総合目標、地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合、この割合を51.5%から令和6年度に63.5%まで引き上げるというふうな総合目標を立てられております。

こちらを御覧いただきたいと思います。（パネルを示す）こちらは三重県民意識調査の最新発表の数値であります、地域社会の見守りの中で子どもが元気に育っていると感じる割合、これ、2020年の最新の数値、56.2%と上昇しております。

コロナ禍のアンケートでございますので、上昇した経緯はどういったものがあつたのかということに関してはまだまだ解明はされておきませんが、個人的な感想として、この新型コロナウイルス感染症の影響で、外出することであつたりとか、人との交流というのが非常に制限されている中で、家族の支えのありがたさであつたりだとか、地域の見守りの重要性ということを改めて感じる方々が多くなつたというのが、この数値の伸びに表されているんじゃないのかなと、私個人としては思っております。

このような形で子どもたちの生きる力を育むためには、学校での組織的・計画的な学習が重要な一方、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、生活体験や社会体験を豊富に積み重ねることが重要だと考えます。

そこで、このコロナ禍の中でも、子どもたちが地域の見守りの中で元気に育つことのできる社会像に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか、御質問したいと思います。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） スマイルプランのもう一つの総合目標であります、地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合についての御質問でございます。

地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合につきましては、令和2年度の実績値で前年度より5.0ポイント増加いたしました、56.2%と過去最高となりました。

コロナ禍において、地域の企業や団体による子どもや子育て家庭への支援の輪が広がったこと、休校や在宅ワークで親子が共に家庭で過ごす時間が増えたことにより、子どもの育ちへの関心が高まったことなどが影響したのではないかと考えています。

今後につきましては、コロナ禍での大規模な交流イベントの開催は難しい状況ではございますが、子どもの育ちへの関心の高まりを背景に、企業や団体、地域の皆さんと連携いたしまして、様々な学習や体験の機会が提供されるよう取り組んでまいります。

あわせて、子ども食堂のネットワークなどと協力いたしまして、地域における継続した居場所づくりにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

こうした取組などによりまして、身近な地域において、子どもが大人と関わり様々な体験ができる機会を拡大いたしまして、子どもたちが地域社会の見守りの中で元気に育っていける環境のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 子どもがすくすくと育つ上で、やはり様々な体験機会を提供するという、そして、子どもたちの居場所をしっかりと確保してあげる、そして子どもと大人が様々なふれあう機会をつくり出していくということが非常に重要だということを感じさせていただいた答弁でした。

この子どもスマイルプランに示す総合目標の実現に向けて、大きな効果をやはりもたらすためには、根幹にある社会が、大人が、子どもたちを思いや

る気持ち、これがなければ何事も総合目標の達成には私は近づかないというふうに思っております。

子ども条例の部分にもなるかも分かりませんが、重要なのは、やはり社会全体が子どもの誕生をお祝いして、子どもを尊重して、地域社会でみんなを守り育てていこう、この社会の責務というものをみんなが意識づけし、社会の意識形成を県が広域でつくっていく、子どもを社会全体で守るという意識形成を、ぜひ三重県広域でいろんな取組の形としてやっていただきたいと思いますが、その辺りについてお伺いします。

〔中山恵里子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 社会全体で子どもを守り育てるのは大人であるという意識形成に、どう取り組むかについての御質問でございます。

みえの子ども白書の調査におきまして、家庭や地域などにおける大人の理解、あるいは関わり方が、子どもの自己肯定感に影響することが明らかになっておりまして、保護者や地域の大人が子どもの気持ちや思いを受け止め、子どもの力を信頼して支えていくことが、子どもの育ちには大切であると考えております。

このため、県では、みえ次世代育成応援ネットワークをはじめ、子どもの育ちや子育て家庭を応援する多様な主体と連携しながら、地域の大人が子どもと関わる機会を持てるようこれまでも取り組んできたところでございますが、コロナ禍の現状におきましても、感染対策に留意しながら身近な地域で大人と子どもが関わるができるよう、ネットワーク会員企業と子育て支援団体の相互マッチングの取組などを進めております。

引き続き、企業や団体、地域の皆さんと連携して、地域の大人が子どもと関わる機会を創出するとともに、その様子を広く発信することで、大人の理解や関わり方が、子どもの育ちを支えるために大切であるという認識をより多くの方に持っていただけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ありがとうございます。

市町や企業の方々と連携しながら大人と子どもがふれあえる機会、しっかりと創出していただきまして、また、身近な地域で身近な地域の大人たちとふれあえる、こういう機会をぜひつくり出していただきたいと思っております。

ある私の地元のお話をさせていただきたいと思うんですが、子どもたちを見守るというお話なんですけれども、これ、10年前の話なんです、私の東員町にはネオポリスという団地街がありまして、名古屋のベッドタウンとして移住されてきた方々が住宅街を形成されているネオポリスという地域があるんですが、ここではもう毎年夏祭りを地域の方々にずっと開催していただいております。

その夏祭りをするにしても、何か月も前から早く仕事を切り上げたり、休みの日、仕事、休みを取って、準備等に明け暮れる、そんな形で夏祭りを毎年していただいていたので、ある会議の場で委員の方が、もうこんな大変な夏祭りをやる必要ってあるのか、やめたらあかんのかって言われた方がいたそうです。それに同調される方もちらほらおられたみたいなんですが、自治会長が、皆さんが大変な中で取り組んでいただいていることを本当に感謝したいと、ただ、夏祭りは決してやめることはできない、なぜなら、我々ここにいるメンバーはそれぞれ、今は一緒に住んでいるけどふるさととは違うところにある、だけど、我々の子どもたちの世代はここがふるさとで、帰ってくる場所はここしかない。だからこそ、夏祭りを通して地域を好きになってくれる、そんなふるさとづくりを我々はしなきゃならないし、もしこの町から外へ出て行ったとしても、10年、20年、30年後も孫を連れて帰ってくる居場所を我々はずっと毎年提供し続けなければならないんだ。夏祭りは、だからこそ絶対やめてはいけない、自治会長がそのようなお話をされたら、こういった出来事を聞かせていただきました。

改めて、大人の方々が子どもたちのために地域を好きになるふるさとづくりであったり、隠れた部分で一生懸命やっただいただいているという場を、ぜひとも三重県全域で、もちろん今、皆さん取り組んでいただいているんです

けれども、さらに輪を広げるような、そんな取組に変えていただけることこそが総合目標を達成できる意識形成できていくんじゃないのかなと思っておりますので、ぜひとも今後も、引き続きコロナ禍の中でも進めていただきますようお願いを申し上げます。

次に、時間がありませんので、(2)のみえ出逢いサポートセンターの取組についてお伺いいたします。

少子化の主な要因として挙げられるのが、未婚化や晩婚化などが挙げられます。三重県の平成29年度、結婚や妊娠・出産、子育てに関する県民意識調査では、いずれ結婚するつもりと回答した未婚者の方が82.8%おり、結婚に対する希望が高いということがうかがい知ることができます。

このような出会いを求めている方々への支援として、平成26年度からみえ出逢いサポートセンターが設置され、すてきな出会いの情報提供の場として運営がなされております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面による出会いの場や会食などによる取組が制限されるなど、出会いを求めている方々への対応が厳しい現状がうかがい知れます。

そこで、みえ出逢いサポートセンターのコロナ禍でも安心して利用できる取組と、新しい生活様式の中で、今後どのように出会いの支援を行っていくのか、お伺いしたいと思います。

そして、もう一つ、国が本年度より少子化対策の一環として取り組むA I、人工知能による婚活事業についてもお聞きしたいと思います。

A I婚活とは、趣味や行動履歴、性格や価値観、過去の婚活実績などをデータでしっかりと読み取り、相性のいい相手を人工知能が割り出してくれるといった出会いサポートのシステムであります。既に、愛媛県や埼玉県などではこのA I婚活が採用され、高い成婚率や成婚報告数などの成果が出てきております。

また、民間の調査では、婚活を現在行っている方を対象にしたA I婚活に関するアンケート、こちらのほうでは、A Iが紹介する相手に会ってみたい

と答えた方が90%以上いる、そういった調査結果も出ております。

もちろん、AI婚活には関心のある方であったり、抵抗のある方やいろんな御意見を持っている方がいるとは思いますが、現段階でAI婚活というのは、あくまでも出会いや結婚を希望する方の支援であって、出会いや結婚を希望する方の相手を選ぶ一つの選択肢であるということです。

子どもスマイルプランの出会いの支援にある5年後の目指すべき姿にも、県内各地域で結婚を支援する体制が整い、結婚を希望する方のニーズに応じた出会いの場が提供されているとうたわれております。

出会いや結婚を希望する方への相手を選ぶ一つの選択肢として、AIによる婚活事業という考え方、県としてどのように捉えているのか、お伺いしたいと思います。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） みえ出逢いサポートセンターの取組について、コロナ後も含めましてどのように取り組んでいくのかという御質問、また、AIを活用した婚活についてという2点の御質問であったかと思いません。

まず、みえ出逢いサポートセンターの取組についてでございますけれども、結婚は、議員もおっしゃっていただきましたように、個人の考え方や価値観が尊重されることが大前提ではございますが、三重県における50歳時の未婚割合は上昇傾向にございまして、結婚を希望される方への出会いの支援は重要であるというふうに考えています。このため、県では、平成26年にみえ出逢いサポートセンターを設置し、結婚の希望がかなうよう支援を行ってまいりました。

しかしながら、令和2年の婚姻件数は対前年比で約11.5%減少し、コロナ禍における出会いの機会の喪失も一因と考えられ、さらなる結婚支援が必要であると認識しています。

本県におきましては、これまで結婚を希望する方への情報提供、相談対応のほか、市町等によるイベントの開催支援、県内各地における出張相談に取

り組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度は、市町等の出会いに関する事業の中止が相次いだことから、感染防止に配慮したイベントやオンライン婚活に係る助言を行い、出会いの機会の確保を図りました。

これらの取組を通じまして、みえ出逢いサポートセンターには、コロナ禍においても、地域における信頼できる出会いの機会を求める声が多く寄せられておりまして、市町の実施するイベントへのニーズも高まりを見せています。

また、県の意識調査では、結婚後に住みたい地域として、現在住んでいる市町、または、その近隣市町が上位を占めていることから、市町の連携による広域的な出会い支援に取り組み、地域に住み続けたいという思いに応えることも必要であると考えております。

そこで、今年度は、県内3地域において市町と共にプロジェクトチームを立ち上げ、地域の実情に応じた取組を企画・検討し、県と市町が連携した広域的な事業を新たに展開してまいります。

取組といたしましては、結婚に関して悩みのある方への相談対応、結婚の実現に向けたセミナー、結婚を希望する方の交流会等を実施し、コロナ禍で減少した出会いの機会を創出いたします。また、県と市町の連携による継続的な事業開催ですとか、先進事例の共有等を行いまして、アフターコロナ社会においても、結婚の希望がかなう三重の実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、AIを活用した婚活についてでございますけれども、御紹介いただきました結婚支援におけるAIやビッグデータの活用は、結婚を希望する方同士をマッチングするサービスにおいて、プロフィール、嗜好、行動履歴などのデータを分析し、相手方候補を提案するものでありまして、昨年12月現在ですが、19県で導入されています。

AIやビッグデータを活用した結婚支援については、導入した県において、マッチング件数の増加など一定の成果があると聞いております。このため、

引き続き先進県の事例調査を進めるとともに、民間ビジネスにおけるAIの活用状況等についても情報収集を進めて、三重県における導入の可能性について研究を進めてまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 答弁いただきました。

このコロナ禍の中でも、オンライン婚活であったり感染症対策をしっかりと取っていただいて、出会いの場の創出というのは、切れ目なく今までも続けていただいていたという御答弁であったと思います。

これからも、やはり出会いの場を提供する信頼される場所として、これからも引き続き広域的な取組も踏まえて、出会いの場をぜひ希望する方々に対して提供し続けていただきたいなと思っております。

AIの婚活事業に関しましても、もちろん、これ、いろいろと検討していただいたり調査をしていただく中で、やはりそれぞれのビッグデータですので、いろいろな莫大なデータを基に相手を選んでいただくという、つまり莫大なデータがしっかりあれば、コスト、精度が高まっていくというものでもありますので、しっかりと検討していただく中で、他県でも非常に、19県と言われましたけれども、その辺りの先進的なところもしっかりと見ていただいて、今後、新たなデジタルが発達する中で人々の出会いというのも変化してきておりますので、時代に合った形で、またこの出会いの支援というものを検討していただきたいなと思っております。

それでは、最後三つ目であります。

無形文化財・無形民俗文化財のコロナ禍の現状とアフターコロナを見据えた保存、活用、継承についてお伺いしたいと思います。

本県には、人々の生活や風土との密接な関わりの中で生み出されてきた無形文化財や無形民俗文化財があり、どれも後世に継承すべき優れた県民共通の財産であります。

本県では、国の文化財保護法にのっとり、昨年7月、文化財の保存、活用、継承を示した三重県文化財保存活用大綱が策定をされました。

国では、本年4月に文化財保護法の一部を改正する法律が成立し、多種多様な無形の文化財、民俗文化財を幅広く保護していく方針となり、文化財への保存、活用に対する認識がより一層高まっております。

しかし、過疎化や少子・高齢化による担い手不足によって、無形の文化財の存続や継承が危ぶまれています。さらに拍車をかけるように、近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延により、無形の民俗文化財である伝統行事等が中止、規模縮小となり、さらなる存続の危機に直面しております。この現状は、とてつもなく深刻な問題です。

そこで、無形文化財、無形民俗文化財のコロナ禍の現状、ぜひお聞かせいただきたいと思います。そして、次の時代につないでいくためのアフターコロナ社会を見据えた、無形文化財、無形民俗文化財の保存、活用、継承にどのように取り組まれるのか、お伺いしたいと思います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） コロナ禍における無形文化財等の現状と、収束を見据えた取組について御答弁申し上げます。

県内には、国指定の伊勢型紙やユネスコ無形文化遺産にも登録されました桑名石取祭の祭車行事、四日市鳥出神社の鯨船行事、上野天神祭のダンジリ行事など、すばらしい無形文化財、無形民俗文化財が数多くあります。いずれも地域に根差し、今日まで大切に守り伝えられてきた貴重な財産です。

しかし、コロナ禍の中で、令和2年度に、無形文化財は3件のうち2件が公開を取りやめ、無形民俗文化財は祭りや行事を中止したものの20件、参加人数の制限など規模を縮小したものは23件と、大きな影響が出ております。

この間、主催者の方々からは、行事を開催すべきかどうかといった相談の声が寄せられ、県教育委員会では、県が示しているイベント開催基準や感染防止対策を説明するなど、丁寧に対応してまいりました。また、中止となった祭りや行事においても、ダンジリや衣装などの修理への財政的支援を進めてまいりました。

こうしたコロナ禍において、地域の財産である文化財をいかに保存・活

用・継承していくか、その課題がより鮮明になったと思っております。

議員から紹介ありましたけれども、県教育委員会では、昨年度、三重県文化財保存活用大綱を策定いたしました。大綱では、文化財が地域への愛着や誇りを育み、人づくりや地域づくりに有効に活用され、次の世代へと確実に継承されるには、地域社会総がかりで取り組むことが必要であることを明確化し、所有者や地域、市町、県などが取り組むべき内容を示しました。

今後、コロナ収束をも見据え、この大綱に基づき、市町と共に保存・活用・継承の取組を進めていきたいと考えています。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） このコロナ禍の現状を聞かせていただいて、改めて深刻な問題だということを感じさせていただきました。

無形文化財では公開を2件取りやめられて、また、民俗文化財では中止が20件、そして規模縮小が23件、ほとんどが、コロナ禍の中で影響を受けていると感じております。

先ほど最後に教育長、言っていただきましたけれども、市町との連携、また、その付随して地域や関係団体、そういった方との密接に文化財を一番下で守ってくれている、支えてくれているところと、やはりこれからも密な連携というのが改めて必要なのかなと思っております。

相談対応もしていただいているということでしたけれども、今コロナ禍の中と、また、これから次どう開催していったらいいの、開催するときには、それぞれの保存会とか皆さん、役員さんらも変わっておりますので、文化的価値をそのままにしながら開催する、開催につなげる、こういったところは皆さん分からない、そういった方々がたくさんいると私も聞いておりますので、改めて市町の方々、そして地域の方々と連携をしっかりと取っていただいて、相談対応、充実していただきたいなということをお願いしたいと思っております。

2点目の、担い手確保の取組についてお伺いしたいと思います。

この文化財を後世につなげていく上で一番の課題は、担い手不足だと言わ

れております。

本県では、かねてより文化財の担い手確保に向けた取組、行われております。地域の歴史や文化を通じたふるさと教育による子どもたちへの育成、シンポジウムや講習会による新たな担い手人材の確保、各市町や地域とのより一層の連携による文化財の魅力向上及び磨き上げ、また、動画配信を活用した文化財の情報発信等も行われておりますが、まだまだ周知はされているものの、担い手確保にまでは至っていないと私は感じております。

人口減少が進む中で、また、コロナ禍で取組に制限がかかっている、非常に厳しい中だと感じておりますが、文化財における担い手確保に向けた取組、ぜひともお考えを聞きたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔木平芳定教育長登壇〕

○**教育長（木平芳定）** 担い手確保の取組について御答弁申し上げます。

四季の祭りや年中行事は、地域になくってはならないものとして世代から世代と伝えられてきましたが、御指摘のように、近年の人口減少や少子・高齢化などにより、その継承が困難となっている状況があります。

そこで、県教育委員会では、三重県文化財保存活用大綱に基づき、市町が文化財保存活用地域計画を策定し、地域の取組を支援する体制づくりを働きかけています。

この計画は、市町が目指す目標や具体内容を記載したアクションプランとして、どのような文化財を、どのように守り、活用し、継承していくかを明らかにするものであり、例えば、技術伝承講習会の支援や学校教育との連携など、担い手確保につながる取組が進むと考えられます。

策定の際には協議会を設置し、県、市町の各部局、文化財の保存会、自治会などが参画し、多様な意見を踏まえることが望ましいとされております。

県内では、これまで一つの町で策定され、三つの市で策定中であります。いずれの協議会も県が参加し、大綱の考え方や地域の皆さんが中心となる策定の進め方、他県も含め既に策定された計画の優れた取組などを伝え、よりよい計画となるよう支援しています。

今後、各地で行われている担い手確保の効果的な取組を収集し、市町に共有し、担い手確保のきっかけとしていただければと考えていますし、これから計画を策定する市町に、その意義、期待される効果を周知し、積極的に取り組まれるよう働きかけてまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） ぜひこの計画、市町と連携して県もしっかりとサポートしていただいて、担い手確保というところの形に至るまで、ぜひ支援をしていただきたいなと思っております。

そして、再質問、少しちょっと聞かせていただきたいんですが、今現在、文化財を支えてくださっている地域の方々であったり、保存会の方々が、非常に中止が相次いだために、担い手の中からも、このまま規模縮小でいったらどうやとか、このまま大変な中やったらやめたらどうや、そういった声も出てきてしまっているというふうに聞いております。

つまり、担い手の方々のモチベーションや熱意が低下している、これが非常に今までとはさらにまた違った危機が迫ってきているのかなと思っております。

文化的価値をそのままに次回開催につなげるためには、やはり文化財に関わる担い手の方々や地域の方や、そして市町の方々、県民の皆さんが、いま一度、三重の文化財って改めてすばらしいよね、それを再確認できるようなそういった取組というのが必要なんじゃないかな、次回、開催につなげるためにも、その文化財の魅力というものをしっかりと確認できるような取組、ぜひともやっていただきたいと思いますが、どのようにこの辺りを考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（青木謙順） 答弁は簡潔に願います。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 県としての情報発信、PRについて御答弁申し上げます。

県教育委員会は、これまでパネル展示でありますとか、シンポジウムなど

を取り組んでまいりました。コロナ禍の令和2年度には、疫病退散の願いが込められた各地の行事を紹介するパネル展示を開催したり、さらに職員が創意工夫して、熊野古道や海女漁、紀州犬などの文化財を現地から紹介する10分程度の動画コンテンツをフェイスブックやユーチューブで公開する、新たな試みも始めているところです。

今後も、SNSや動画コンテンツなどを活用し、情報発信を続けていきます。特に民俗は、映像や写真がよりそのすばらしさを伝えられることから、各地の祭りや行事が再開された際には、早速その状況を取材し、動画で紹介してまいります。また、観光局や南部地域活性局などとも連携し、幅広いPRの方法も検討したいと考えています。

三重の文化財が多くの人々に興味を持っていただき、愛し続けられるよう、しっかり情報発信に取り組んでまいります。

〔5番 石垣智矢議員登壇〕

○5番（石垣智矢） 情報発信の重要性というところを、非常に答弁いただいたかなというふうに思います。

ぜひ情報発信、そして、たくさんの方々の手元にその情報が行き届くようにしていただきたいと思えますし、また、昨日、知事も言われておったんですが、それぞれの地域で肌で感じると、五感で感じる、この重要性というのも非常に私は感じております。

特にこの文化財に関しては、肌で自分の目で見て、耳で聞いて、雰囲気も、非常にその文化財、特に無形の民俗文化財等は醍醐味の一つでありますので、情報発信で魅力を伝えることと、また、開催された折には皆さんが肌で感じていただく、現場に足を運んでいただけるような、そんな情報発信にも併せて努めていただきたいことをお願いしたいと思えます。

無形文化財、無形民俗文化財は、三重の歴史、三重の魅力、先人の方々の生きざまが詰まった大きな財産であります。ぜひ引き続き、市町、関係団体と連携をしながら、この次世代に向けた継承への取組、また、さらに今後もつなげていただきますようお願いを申し上げて、私の一般質問、終わらせ

ていただきます。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。

午前11時1分休憩

午前11時10分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。25番 杉本熊野議員。

〔25番 杉本熊野議員登壇・拍手〕

○25番（杉本熊野） おはようございます。津市選出、新政みえ、杉本熊野です。よろしく願いいたします。

まず、初めに、4月10日開催のひきこもり支援フォーラムには、知事をはじめ執行部の皆様には多大な御支援を賜り、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

おかげさまで、約450人の参加者を得、多数の方からアンケートを通して、今後につながる御意見等を頂戴いたしました。中でも44人の当事者の方の声や関係者の皆様からの御意見は、どれも大変貴重な内容でございました。

今後、私たちひきこもり支援を考える県議会議員有志の会、ミーットの会は、今後の引き続きの活動をし、生かせるように頑張っていきたいと思います。

この後、津田議員から会を代表してのお礼の御挨拶があると思います。今後ともどうかよろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

1点目は、三重とこわか大会を契機に障がい者スポーツのさらなる推進を！、ということです。

いよいよ今年の秋、三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催される予定です。三重国体の開催が正式決定されて8年、三重県は、各市町、各競技団体はじめ関係者と連携し、企業等の皆様のお支えをいただき、オール三重で取り組んできました。

しかしながら、昨年来、新型コロナウイルス感染症が拡大し、様々に困難な状況が続いています。が、このような中であっても、選手には自らの限界に挑み頑張っておられますし、知事はじめ関係者の皆様には、感染に不安を感じる県民の気持ちに寄り添い、安全・安心の大会となるよう日々御尽力いただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

各競技団体も、この8年間、会場となる市町の決定から始まり、環境整備、選手強化や指導者養成等、三重県としっかりと連携して頑張っておりました。いよいよです。晴れやかな気持ちで当日が迎えられるよう、全国からの選手団を迎えられるよう、引き続きのお取組をよろしく願いいたします。

そして、今、私はこの8年間、積み上げてきた努力の成果を、今後につなげていかなければならないと強く思っています。6月9日、舘議員が大会後のスポーツの振興や両大会のレガシーについて質問し、14日には下野議員が競技力のレガシーについて質問されました。私も、大会後のレガシーについて、特に全国障害者スポーツ大会、三重とこわか大会に絞って質問させていただきます。

三重とこわか大会の成果の継承についてであります。

三重県は、三重とこわか大会を契機に、選手の発掘・育成、支える人づくり、環境整備などに取り組み、スポーツによる障がいのある人の社会参加を推進してこられました。

この8年間の取組の成果と、今後、この成果を一過性に終わらせることなく、どう継承し発展させていくのか、所管している子ども・福祉部長の見解をお聞かせください。

[中山恵里子子ども・福祉部長登壇]

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 三重とこわか大会に向けたこれまでの取組の成果を、どのように発展させていくかという御質問をいただいております。

県では、スポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を促進するとともに、県民の障がいに対する理解を深めるため、障がい者スポーツの裾野の拡大に取り組んでまいりました。

特に、この秋開催の三重とこわか大会に向けましては、出場選手が活躍することがさらなる裾野の拡大につながるよう、障がい者団体や障がい者スポーツの関係者と協力しながら、普及・啓発や競技団体の育成などの取組を加速してまいりました。

その具体的な取組といたしまして、まず、障がい者スポーツの普及・啓発につきましては、競技別の障がい者スポーツ教室ですとか、ふれあいスポレク祭、県障がい者スポーツ大会等を県民の皆さんに広く周知しながら、毎年開催してまいりました。

さらに、三重とこわか大会から正式競技となるボッチャの体験会を、県内各地のイベントに合わせて開催するなど、大会競技の認知度向上などにも努めてきたところでございます。

次に、競技団体の育成につきましては、障がい者団体や特別支援学校の協力を得まして、選手の募集や各種目のチーム結成に取り組んでまいりました。その結果、平成23年度末の4競技4チームから、平成27年度には7競技12チームに拡大いたしまして、全国障害者スポーツ大会で正式競技とされている、全ての団体競技において三重県のチームが結成されており、三重とこわか大会では全団体競技に出場することができます。

また、選手の育成につきましては、大会の出場枠である306人に対し、令和2年度末で298人の育成選手を指定し、練習会の開催などに取り組んだことで、大会出場を目指す障がい者の育成が進みました。

さらに、指導員等の養成につきましては、令和2年度で435人の障がい者

スポーツ指導員が登録されるなど、障がい者スポーツを支える人材が充実しており、これによって、障がいのある方が安心してスポーツに参加できる環境づくりが進んでおります。

今後は、これまでの取組を生かして、競技団体や選手を広く県民の皆さんと共に支援することのできる仕組みづくりですとか、より身近な地域でスポーツを体験できる場の創出について、障がい者スポーツ協会等の御意見を踏まえながら、関係部局とも連携して取り組んでまいります。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） この8年間の取組の成果を御紹介いただきました。

競技団体や指導者の育成など随分と進めていただき、8年前は4チームだったところが、今回の三重大会では、全ての競技に参加することができる12チームと御報告いただきました。この高まりが大会後に衰退していくことがないよう、どうか大会後のお取組、期待させていただきたいというふうに思います。

先日、三重県障がい者スポーツ協会の前田会長が、自らも車椅子バスケットボールの選手ですけれども、こんなことを言っておられました。

僕の夢は、例えば、来年度、三重県主催で三重とこわか国体・三重とこわか大会開催記念事業と一緒に開催され、同じ日程で開催され、同じ体育館の中で、健常者の試合と障がいのある選手の試合が一緒に行われること、これが僕の夢です。障がいの有無にかかわらず、スポーツを一緒に楽しめる三重を夢見ていますとおっしゃいました。なるほどと思いました。

私は、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに暮らしやすい三重県づくり、共生社会づくりの推進に、スポーツは大変有効だと実感しています。障がいの有無にかかわらずスポーツを楽しむ三重が、三重とこわか大会のレガシーとなるよう、これからも取り組んで行きたいと思っています。よろしく願いいたします。

続いて、2点目は、障がいのあるスポーツ選手の競技力向上についてです。最近、ある方との出会いがありました。（パネルを示す）5月16日の中日

新聞記事です。6月9日、山内議員が一般質問で使用されたものをお借りしました。山内議員の質問の続きをさせていただきます。

四日市市にお住まいの吉澤雄裕さんです。三重とこわか大会に、砲丸投げで出場します。大工から40歳で建築会社を起こし、職人を抱え、経営が軌道に乗った矢先、42歳のときに網膜色素変性症と診断されました。なぜ自分がという悔しさと、朝起きて失明していたらという恐怖を抱えながらも、不安をかき消すように仕事を続けたけど、次第に凶面が見えなくなり、運転もままならず、だましまし続けてきた仕事がついに行き詰まり、昨年9月に倒産いたしました。

57歳、左眼はほぼ見え、右眼は視力0.02で、視野は正面の一部のみです。目も見えず仕事もないまま放り出され、俺の人生って何だろうと家に籠もるどん底の日々に、一筋の光が差し込むきっかけとなったのが、健康のために参加した障がい者向けの陸上教室でした。

そこで、障がい者と健常者が一緒に練習する陸上チーム、ロケット団に出会い、本格的に砲丸投げの練習を始め、三重とこわか大会へ出場も決定いたしました。今後は世界大会、パラリンピックにも出場したいと、夢が広がっています。何もせず、このまま死んでいくんだと思っていた第2の人生は、スポーツとの出会いで全く違ったものになりましたとのことでした。

吉澤さんを支えているのが、20代、30代の健常者の陸上選手たちです。私は、この吉澤さんと、それを支える若い陸上選手たちの活動に注目しています。

そして、私は、この出会いによって吉澤選手だけではなく、自らの限界に挑んでいる障がいのあるスポーツ選手が大勢いることに気づかされました。車椅子陸上のレジェンド、伊藤智也選手、北京パラリンピック金メダリスト、ロンドンパラリンピック金メダリストである伊藤智也選手は、鈴鹿市出身です。リオデジャネイロパラリンピックで、走り幅跳び4位入賞の前川楓選手は津市出身です。すばらしいパラリンピアンたちが身近にいたことにも、改めて気づかされています。

しかしながら、より速く、より高く、より強くとも高みを目指すパラアスリートに、健常者と同様の支援があるかとなると現実には厳しいです。しかし、三重とこわか大会を契機に世界を目指したいという、障がいのある選手が育ってきているのも事実です。

そして、ここからの支援は、社会参加を目的とする子ども・福祉部障がい福祉課の役割ではないと思います。障がいの有無にかかわらず、一定のレベルまで達した選手の支援は、スポーツの担当部局の役割だというふうに私は考えます。三重県障がい者スポーツ協会の前田会長は、県の競技力の部署に、障がい者スポーツ担当を置いてほしいとも語られています。

そこで、質問いたします。これまで障がい者スポーツの振興は、社会参加の促進という位置づけであり、その延長線上に競技力向上がありました。ですから、所管は子ども・福祉部です。しかし、今後は、三重とこわか大会の成果を踏まえ、そのレガシーとして一定レベルまで達した障がいのあるアスリートの競技力向上については、健常者と同様、スポーツ担当部局が推進していくべきだと考えますが、国体・全国障害者スポーツ大会局長の見解をお聞かせください。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 障がい者スポーツ選手の競技力向上について、一定のレベルまで達した障がいのあるアスリートの競技力向上については、健常者と同様、スポーツ担当部局において支援をしてはどうかという御提案についての答弁です。

今年は、東京2020パラリンピックに続き、三重とこわか大会が開催されます。パラリンピックは、アスリートたちが創意工夫を凝らして限界に挑む、障がい者競技スポーツの最高峰の国際大会であり、本県出身選手の活躍も、先ほど議員から御紹介いただいたとおり、たくさん期待されるところです。

また、三重とこわか大会は、障がい者への理解や障がい者の社会参加などを目的に開催するものではありませんが、参加される選手は、スポーツの楽しさを体験するだけでなく、得点や勝敗という結果を通じて、スポーツの持

つ競技としての魅力も感じていただく機会になるのではないかと考えています。

これまで子ども・福祉部では、先ほど部長からも答弁がありましたとおり、平成24年度から8年にわたりまして、三重とこわか大会に向けて、障がい者スポーツの普及・啓発、障がい者スポーツを支える人づくり、障がい者スポーツ選手の発掘・育成・強化などに力を入れて取り組んでいますし、また、今後もその成果を生かしていくこととしています。

これら取組によって、新たに日本を代表し、世界で活躍しようと志す選手が数多く現れることも見込まれますし、また、このような本県出身パラアスリートが今後も全国大会や国際大会で活躍することで、県民の皆さんにとっては大きな勇気と感動を得ることにもつながります。

障がい者も健常者と同様の形でトップアスリートとして強化指定し、その活動の支援を当局で行ってはどうかという議員の御提案についてです。

今、申し上げましたように、パラアスリートの活躍は、県民の皆さんにとっても大きな喜びとなります。彼らの強化活動を後押しするために、これまで子ども・福祉部の行ってきた取組実績や今後の考え方など十分に協議を行いまして、同部との連携のあり方や、国体・全国障害者スポーツ大会局としてどのような取組をしていけるかについて、今後しっかり検討してまいりたいと思います。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） 大変前向きな答弁をいただき、ありがとうございます。

障がいのあるトップアスリートも健常者と同様の形で支援していくことや、子ども・福祉部との連携のあり方についてしっかり検討していくと、御答弁いただきました。ぜひよろしく願いいたします。

パラアスリートたちの夢がかないますよう、今後注目させていただきたいと思います。

そして、加えて、この際、要望させていただきます。三重県スポーツ推進計画についてであります。

その中の競技力向上については、健常者のみを対象としているように思います。ジュニア、少年、成年でございます。それから、女性アスリートです。また、地域におけるスポーツの活動の推進でも、高齢者、女性、ビジネスパーソン世代などと、これも障がい者は含まれていません。障がい者を障がい者の施策の中にだけ閉じ込めるのではなく、競技力の向上や地域におけるスポーツ活動にも位置づけていただきたいと思います。

来年度が改定の年であります。第3次三重県スポーツ推進計画の策定では、ぜひ、障がいの有無にかかわらず、誰もが共にスポーツを楽しむ三重県づくり、このことをベースにして改定されることを、心から期待させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

雲出川水系流域治水プロジェクトの着実な推進についてです。県土整備部にお伺いしたいと思います。

国土交通省は、これまでの河川整備に加え、新しい治水対策として、流域治水プロジェクトを全国109の一級水系全てにおいて策定し、今年3月30日に公表いたしました。

流域治水プロジェクトは、近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、土地利用規制、利水ダム of 事前放流など、国、県、市町をはじめ、あらゆる関係者の協働によって治水対策を行おうとするものです。

国は、これまでの治水対策を、流域治水へと大きく転換をいたしました。そして、4月28日、その実効性を高めるため、流域治水関連法案が成立したところでございます。

この流域治水プロジェクトのうち、雲出川水系について、中でも中流域の右岸の問題について現状を訴え、質問させていただきます。

私は、津市及び松阪市選出の議員の皆さんと共に、雲出川整備計画の推進及び赤川治水事業の促進に取り組んでまいりました。7年前、平成26年3月、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所が、雲出川ふれあい懇談会を

開催いたしました。

懇談会では、地元の皆さんから、堤防のないところ、無堤防のところがあること、実は中流域には6か所ございます。そして、雲出川だけではなく、県管理河川の赤川の問題が大きいことが強く訴えられ、雲出川からの逆流の前に、赤川があふれているとの指摘がなされました。しかし、県管理河川である赤川の整備については、雲出川の整備の後、状況を見てから検討するというのが、当時の県当局からの答弁でございました。

この雲出川ふれあい懇談会の後、平成26年11月、国交省は雲出川河川整備計画を策定しました。が、そこには赤川については何も触れられていませんでした。

そこで、平成27年2月、津市長、松阪市長の連名で、知事宛てに要望書が提出されました。内容は、雲出川からの逆流より先に赤川が越流しており、緊急輸送道路にある県道松阪久居線が冠水し、緊急車両の通行ができなくなる事態が発生しているというものでした。

そして翌年、平成28年、赤川流域の3地区、松阪市の宮古地区、平生地区、津市の須ヶ瀬地区の3地区は、合同で赤川治水事業促進協議会を設立し、赤川治水事業促進に取り組んできています。

3地区の訴えは、30年計画である雲出川整備計画を一日も早く前倒して進めること、併せて赤川の整備を促進することです。

被害の状況を御覧ください。（パネルを示す）須ヶ瀬にあるJAカンントリーエレベーターの辺りが、いつも最も被害が大きいです。田んぼが、海のようにいつもなります。（パネルを示す）近づくと深さが分かっていると、かなり深いです。ところによってはかなり深いです。（パネルを示す）電線が走っているところが分かると思うんですが、この電線の走っているところが道路で、緊急輸送道路、県道松阪久居線です。

雲出川の整備は下流から始まりました。7年たつていよいよ中流域の整備に着手していくということで、この4月に、雲出川中流部整備に関する説明会が6会場に分けて行われました。

説明会では、雲出川と赤川合流部、雲出川と波瀬川合流部の無堤防のところは堤防をかさ上げし、水門を設置すると示されましたが、赤川については何も示されていませんでした。地元の皆さんからは、これまでの水害体験を踏まえ、幾つかの質問が出されています。本日は、その質問も踏まえ、県の取組に関して質問させていただきます。

1点目は、県管理河川、赤川の整備についてです。

県管理である赤川整備については、本年度、県の予算がついていると伺っていますが、今後、県として赤川整備をどう推進していく予定でしょうか、お聞かせください。

また、赤川は雲出川水系であります。流域治水へと国の対策が転換されたのですから、今後は、赤川も雲出川水系流域治水プロジェクトに位置づけられるべきだと考えますが、いかがでしょうか。見解をお聞かせください。

2点目は、雲出川と波瀬川との合流部の整備についてです。

波瀬川は、最も下流の雲出川との合流部が一番狭くなっていること、波瀬川と雲出川の流れは合流部でぶつかり合う流れになっていることなどの問題点や、無堤部の堤防のかさ上げの高さが十分かなどの問題点が指摘されています。

三重河川国道事務所は、今後、現地調査を行い、計画を見直し、設計を行っていく予定だと伺っています。国から県へ、今後とも地元の現状をしっかりと届けていただきたいと思います。雲出川と波瀬川との合流部の整備についての県の見解をお聞かせください。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 赤川と波瀬川について、お答えさせていただきます。

まず、赤川の今後の整備についてでございます。

赤川につきましては、議員から御紹介ございましたが、大変お待たせしておりましたが、これまでの地域からの強い要望を踏まえ、今年度から河川整備計画の本格的な検討に着手したところでございます。

この計画につきましては、昨年2月の本会議におきまして、野口議員をはじめとし、たくさんの地元の議員からの御指摘がございました。そして、その際、知事からの御指示もあったところでございます。

これらを踏まえ、雲出川の国直轄事業の水門整備や堤防のかさ上げなどの対策を前提に、赤川の河道拡幅や堤防整備等のハード対策をはじめ、危機管理水位計の設置などのソフト対策も含めて、県としての具体的な対策の検討を進めてまいります。特にソフト対策につきましては、計画を策定する以前に実施できることは、前倒して実施してまいりたいと考えております。

さらに、赤川に限定するものではございませんが、可動式のポンプにつきましても、来年度以降の県内各事務所への展開についても検討していきたいと思っております。

計画の具体的な策定の時期につきましては、動植物の環境調査を通年で行う必要がございます。このため、どうしても来年度となってしまう予定でございますが、一日も早くスピード感を持ってこの計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、今年3月に策定いたしました雲出川水系流域治水プロジェクトには、赤川の河川整備計画が定まっていなかったために、盛り込んでおりません。今後の赤川の河川整備計画策定後には、しっかりと盛り込んでまいります。

続きまして、2点目の、雲出川と波瀬川に関する質問へのお答えでございます。

雲出川と波瀬川の合流部は国管理でございまして、国直轄事業の堤防かさ上げや、河道掘削が計画されているところでございます。本日の御質問に先立ちまして、先週の金曜日に、国土交通省の三重河川国道事務所と共に現地を確認してまいりました。

直轄事務所に対しては、私から、地域からの要望を踏まえつつ速やかに事業が進むように、しっかりとお願いしてまいりました。一日も早く事業が進むように、引き続き国に対して粘り強く要望してまいります。

[25番 杉本熊野議員登壇]

○25番（杉本熊野） 力強い御答弁ありがとうございました。

6月11日金曜日に、部長自ら三重河川国道事務所と共に現地に行っていた、そのスピード感が今後の国を動かす力だと私は確信させていただきました。ありがとうございました。

雲出川整備計画は、7年前に作成されたものです。近年の気候変動による災害を踏まえた計画ではありません。ですから、基準とした数値が低いのではないかとも思っています。しかし、整備は既に下流から始まっていますから、今の計画の範囲の中で、できる限りの対策をお願いしたいと思っています。

赤川については、お待たせいたしましたと言っていただきました。これまでの地元からの強い要望を踏まえて、整備計画の本格的な検討に着手したという答弁をいただきました。具体的な対策がいよいよ始まるということです。赤川整備は、地元の皆さんの長年の悲願であります。やっとという思いと、よかったと安堵する思いでいっぱいです。どうぞよろしく願いいたします。

ここに、須ヶ瀬町郷土史というのがあります。（実物を示す）町史です。町史の一番最初は710年、和銅3年から始まります。雲出川に、アユ、フナ、コイが多数泳いでいたが、豪雨が降り、洪水が発生し、川波が逆流し、村民、部落が水を浴び、急水を防げず、流域の住民千余名が溺死した、710年、これが町史の一番最初であります。その後、1300年にわたって水との闘いを続けてきた地域でございます。

治水事業に100%はありません。けれども、今後、県としてしっかりと流域治水に取り組んでいただくことを重ねて要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

3点目は、三重県子ども条例制定から十年を契機に、条例の在り方の議論を！、ということで、知事に質問させていただきます。

今年は、三重県子ども条例施行10年という節目の年であります。施行された2011年は、鈴木県政がスタートした年であります。この10年間で、鈴木知

事も子どものことに大変御尽力いただきましたし、法改正においては、子どもの権利に関する法改正が幾つかなされていますので、紹介させていただきます。

(パネルを示す) 2013年、子どもの貧困対策の推進に関する法律制定、翌年、三重県子ども貧困対策推進計画が策定されました。2016年、児童福祉法の一部改正、同じ年、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律制定、2017年、児童福祉法及び児童虐待防止法の一部改正、2019年、子どもの貧困対策の推進に関する法律改正、2019年、再び児童福祉法の一部改正、それに伴って、三重県子ども虐待防止条例が改正をされました。次々と、矢継ぎ早に法改正されています。

(パネルを示す) 次の映写資料を御覧ください。子どもの貧困対策の推進に関する法律の中身でございます。赤いところですけども、ここに法改正の総則、目的、第1条のところに、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」とあります。つまり、子どもの貧困対策は子育て支援としてではなく、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの育つ権利、子どもの学ぶ権利、子どもが夢や希望を持つ権利など、子どもの権利を保障しようとする法律であります。

日本の子どもの貧困率は13.5%、子どもの7人に1人が貧困家庭で育っています。独り親世帯の貧困率は48.1%、コロナ禍の中、食事が取れていない、成長に必要な栄養が摂取できていない、生理用品が準備できないなど、子どもの命と健康の状況が悪化をしています。教育格差は、さらに拡大をしています。貧困率は、上がってきていると思います。

続いて、児童福祉法の改正です。(パネルを示す) 総則の第1条であります。「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と改正されました。子どもの守られる権利、育つ権利、子どもは等しく保障される権利を有すると記されています。

さらに、厚生労働省の有識者会議は、今年の5月に、児童相談所が子どもの一時保護や里親や施設への委託を決める際、子ども本人の意見を聞くこと

を児童福祉法で義務づけることを求めています。また、子どもの権利が守られているかを独立した立場から監視し、苦情申立てや救済を図る権利擁護機関の創設についても提言しています。

また、意見表明支援員、アドボケートの設置を都道府県の努力義務とするよう求めており、既に、大分県など権利擁護機関の仕組みを設置した県もあります。児童福祉法においては、子どもの権利がより具体的に保障される法改正へと変わってきています。

これらの法改正の流れは、子どもの権利条約への理解の高まりと見ることができますが、その一方で、それだけ子どもを取り巻く現状が厳しさを増している、早急な対応が求められている結果だと見ることもできます。

例えば、頻発している児童虐待でございます。2018年、東京都目黒区の女児虐待死、当時5歳でした。2019年、千葉県野田市女児虐待死、当時10歳でありました。三重県でも、最近では2016年、四日市市、当時6歳児の虐待死がありました。そして昨年4月、2020年亀山市、当時5歳児が死亡しました。虐待の疑いがあります。

コロナ禍の中、三重県の虐待相談件数は過去最高を更新しています。子どもの生きる権利が奪われています。児童福祉法は、親や大人の立場からではなく、子どもの権利保障という観点から見直しが進められています。

また、今年4月12日に、厚生労働省がヤングケアラーの実態に関する調査研究の結果を公表いたしました。（実物を示す）これは日本教育新聞が出している、そのダイジェスト版でございます。

世話をしている家族がいると回答したのは、中学生の5.7%、全日制高校生の4.1%、定時制高校生の8.5%、通信制高校生では11%という結果が出ています。

してほしい支援では、学校の勉強や受験勉強などの学習のサポート、自由に使える時間が欲しいという回答の割合が高くなっており、ヤングケアラー、子どものケアラーが奪われている権利は多大であります。

名張市は、昨年8月にヤングケアラー実態調査を行い、28件の事例を把握

いたしました。これを踏まえ、名張市ケアラー支援の推進に関する条例案を、今、市議会で議論中だと伺っています。ヤングケアラーの問題は、見ようとしないと見えない、見ようとしても見えにくいとされています。

さらに、私は、子どもの性に関しても、子どもの権利条約という視点でこれまでの取組を見直す必要があると思っています。10代の望まぬ妊娠、性暴力、性虐待など、性被害にさらされている子どもがいるにもかかわらず、子どもは無防備であり、性教育は不十分です。性の多様性についても、性的指向、性自認など多様性を認め合い、子どもの人権が保障されなければなりません。

高校生1万人対象の実態調査が実施されました。当事者がいじめやからかいの被害を受けており、生きづらさを感じています。きめ細かに、丁寧に取り組んでいく必要があると思っています。

そして、このコロナ禍の中、子どもの学び、遊びをはじめ様々な活動が制限されています。子どもにとっての遊びは、大人の遊びとは違います。子どもの遊びは、成長にとって欠かすことのできないものであります。

このような様々な子どもの問題を取り巻く問題が、子どもたちのどんな権利を奪っているのか、そもそも子どもにはどんな権利が保障されなければならないのか。私はもう一度、子どもの権利条約に立ち返り、三重の子どもの実態を基に、子どもの権利の保障について、ひもどく必要があるというふうに思っています。

そこで、改めて三重県子ども条例を見てみました。（パネルを示す）三重県子ども条例は、その前文において、子どもの権利条約の理念を踏まえ、子どもの権利の保障を高らかにうたい、目指す社会像を明確にしています。そのことは、10年前も今も高く評価していますが、一方で、私はこの10年間、どうしても納得することができないところがあります。

それは、三重県子ども条例は、その目的を、子どもが豊かに育つことのできる地域づくりとしているところです。そのため、第3条基本理念の条文の主語が、子どもではなく大人になっています。子どもを権利の主体として尊

重すること、主語は大人です。子どもの最善の利益を尊重すること、主語は大人です。子どもの力を信頼すること、主語は大人であります。子どもの権利条約を踏まえるのなら、子ども条例などだから、子ども自身にもっとフォーカスし、子どもが主語になる条文が必要だと思っています。この点が釈然としないまま、10年が経過してしまいました。

しかしながら、この10年で、国の法改正においては、子どもの権利条約が位置づけられるようになりました。理解が深まってきています。そこで、三重県子ども条例制定10年を契機に、子どもの権利条約に立ち返り、国の法改正も踏まえ、三重県の子どもの実態を捉え直しながら、条例の在り方を議論していく時期ではないかと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 三重県子ども条例施行から10年を迎える今、法改正や子どもの現状を踏まえて議論していくべきということについて、答弁させていただきます。

私が知事に就任をいたしました平成23年4月に、三重県子ども条例が施行され、10年が経過をしました。この10年で、子どもの育ちに関する社会の関心や、子どもの権利に対する社会の認識が高まってきたと私自身も感じており、このことは、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたように、国による法律の制定・改正、県としての計画策定などにより、子ども政策に反映されてきたと思っています。

三重県子ども条例は、児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子どもの権利が尊重される社会の実現を目指すもので、子どもの権利が守られることはもとより、子ども一人ひとりが大切にされ、豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを定めています。

そのために、社会全体で共有すべき考えを基本理念として掲げており、子どもを権利の主体として尊重する、子どもの最善の利益を尊重する、そして、子どもの力を信頼するという理念を、県の子どもの政策においても根幹に据えて、様々な施策に取り組んでまいりました。

この10年、本県の子ども施策は、児童虐待への対応強化、児童相談所における共同面接やアドボカシーの取組、予防のための子どもの死亡検証CDRなど、まさに権利の侵害から子どもを守ることを最も重視して推進してきました。

また、子どもの持つ力を信頼し、様々な夢の実現に向かう子どもたちを、地域の企業、団体の皆さんと連携して応援するなど、子どもの主体的な活動の支援にも取り組んできました。

こうした取組を通して、医療、警察、司法などの関係機関との連携が進み、また、子どもの育ちを応援していただく皆さんのネットワークが拡大していることは、この10年の大きな成果であると思っています。

しかしながら、条例の施行から10年を経た現在、児童虐待の深刻化に加えて、子どもの貧困、ヤングケアラーなどの新たな課題も顕在化しています。このことは、子どもの権利の侵害に関わる大きな問題であり、こうした課題に対応していくために、私たちは実効力のある施策を確実に行っていかねばなりません。

そのため、まずは顕在化してきた新たな課題について、今年、令和3年9月から外部の専門家に参加いただいて、子どもの権利の観点から分析し、これまでの取組で不足している部分を洗い出したいと思います。

その上で、課題解決に向けた方策を検討し、施策に反映していきたいと考えておりました、その際、その施策の実効性を確保するために必要があるとの判断になれば、新しい計画の策定、条例の見直しを含めた検討を開始したいと考えております。

県としましては、条例の制定後に顕在化した新たな課題に引き続き的確に対応しつつ、子どもに関わる県民の皆さんと継続的に議論しながら、子どもが生まれながらに有する豊かに育つための権利が守られるよう、子どもの目線に立った、より実効力のある対策を講じてまいります。

今、申し上げましたとおり、まさに杉本議員がおっしゃっていただいた制度改正のみならず、最も重要な子どもたちを取り巻く環境が変わってきてい

るということを踏まえて、特に子どもの権利が侵害されている部分がないか、それを守っていくために、子どもの目線に立って取組が不足しているところがないか、それをこの9月から外部の専門家の皆さんと一緒に洗い出して、その上で条例の見直しの可否について、検討していきたいと思います。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） 御答弁ありがとうございました。

この10年間、この議場で鈴木知事と何度か子どもについてのやり取りをさせていただきました。いつも、温かい目線を子どもに向けながらの御答弁をいただいたと思っています。

先ほど、子どもの権利条約が今後の子ども政策に反映されるべきだというお考え方を示されて、今年度、外部の専門家を入れての子どもの権利の観点からの政策を見直し、検討していくという御答弁でありました。期待させていただきたいと思っています。

本当に、それだけ子どもを取り巻く現状は厳しくなっている、社会全体が厳しいんだと思います。そういうことだろうと思っています。

加えて、私は最近、環境について非常に大事だなと思っているところなんです。こんな言葉が、前も紹介させていただいたんですが、あなたたちは、子どもたちの未来を奪っています、スウェーデンの環境保護活動家で、当時15歳だったグreta・トゥーンベリさんが、2018年にCOP24で訴えた言葉があります。

今、子どもの権利に、気候変動やSDGsがキーワードになってきています。このような世界的な新しい流れも踏まえながら、子どもの権利条約の精神にのっとり、様々な政策や条例の検討ができるよう、今後も私も議論と一緒にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、最後になりました。4点目の質問は、夜間中学等の学びの機会の確保について、教育長に質問をさせていただきます。

平成28年、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会均等確

保に関する法律、いわゆる教育機会確保法が成立し、国として、全ての都道府県に、少なくとも一つ夜間中学を設置することを目指すという方向性が示されました。

現在、夜間中学は、既に10都道府県28地区で34校設置されています。令和3年4月に開校したのは、徳島県立しらさぎ中学校と高知県立高知国際中学校夜間学級で、2校とも県立夜間中学です。今、全国では、各都道府県、少なくとも1校の設置を目指して、議論が進められています。

三重県では、令和元年度、令和2年度の2回にわたり、ニーズ調査を実施しています。また、令和2年度には、夜間中学等の就学の機会確保の在り方に関する検討会を設置し、4回の審議を経て、今年の3月31日報告書を取りまとめられました。

三重県教育委員会として、夜間中学等の学びの機会確保について、これまでの検討状況と、それらを踏まえて、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせください。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長（木平芳定） 夜間中学につきまして、これまでの検討状況と、これからの取組について御答弁申し上げます。

県教育委員会では、義務教育段階の教育機会確保の場を、全ての都道府県に少なくとも一つ設置することを目指すという国の方針などを踏まえ、令和元年度に県内のニーズ調査を行いました。

令和2年度には、このニーズ調査を踏まえ、市町教育委員会、他県の夜間中学校長経験者、外国人支援に携わる方などによる委員会を設置いたしまして、今後の方向性について検討を進めてきました。また、令和元年度の調査は、回答数が少ないことや義務教育段階の内容を学びたいのか、日本語を学びたいのかを詳細に把握できないため、追加的調査を実施したところです。その内容は、夜間中学での義務教育を希望される回答が53件、一部の分野・教科の学習が32件、日本語だけを学ぶといったものが73件という状況でした。

このように、夜間中学等就学機会に対する一定のニーズは確認できた一方、

先行する他県の状況を見ますと、働きながら学ぶ負担から途中で辞める可能性や、ニーズとのミスマッチが大きい場合は入学してくる生徒への不利益が懸念されることから、検討委員会では、一定期間、義務教育段階の内容について学び直しをする教室を実施し、教育内容や授業の方法などに係る具体的なニーズや課題を丁寧に把握する等、実証的に検証することが適当であるとの方向性が、令和3年3月に取りまとめられたところです。

これを受けまして、今年度は実証的検証の場として、義務教育を十分に受けられなかった人、外国籍で日本の中学校程度の基礎的な学習を希望される人を対象に、体験教室を実施いたします。8月下旬から3か月間程度、津市と四日市市の2か所で、週2回、午後6時頃から二、三時間程度、国語と数学を、教科書を用いて学んでもらうことを計画しています。検証の観点は、参加者に応じた学習であったか、今後も継続的なニーズがあるかなどを考えています。

令和4年度は、今年度の取組で得た課題や成果・検証結果を踏まえ、学習する教科の数や通学の頻度などをより中学校に近づけた形で、実証的検証を行う予定です。詳細なニーズや課題、参加者の地域性、通学する生徒が継続的に存在するかなどを把握し、市町教育委員会とも連携しつつ、令和4年10月頃には、夜間中学を設置するかどうか判断したいと考えています。

設置することとなった場合は、その後、約2年間で、設置場所や設置者、教育課程などを検討し、条例での規定や設備の整備などを進めていきたいと考えています。

〔25番 杉本熊野議員登壇〕

○25番（杉本熊野） ありがとうございます。

ずっと夜間中学の議論させていただいてきたんですけども、今年度、体験教室を通じて実施していただくという御答弁がありました。私はその流れでいいかなというふうに思っています。

といいますのは、先ほども御紹介ありましたけれども、夜間中学を望む人が約30%、それから、一部の分野の教科等の学習を望む人が20%で、日本語

だけを学びたいという人が46%、そういうニーズを踏まえたときに、夜間中学の在り方というのがどういうふうにしていくのがいいかというのは、やっぱり見極める必要があると思っていますので、今後、県民のニーズの掘り起こしもしていただきながら、丁寧な把握に努めていただきたいと思っています。

そして、今、御答弁いただいたのは、令和5年度にどうするかを判断したいという御答弁だと思います。ですので、これからの検討状況を注視させていただきたいというふうに思っています。

最後に、私はこの際、加えて、ぜひ3点、御検討いただきたいことを御要望させていただきたいと思います。雇用経済部や環境生活部にも関わってまいりますので、よろしくお願いします。

外国住民の日本語を学びたいという方々の学びの在り方についてであります。

既に開講している全国34校の夜間中学の生徒のうち、約8割が外国籍です。令和2年12月31日現在、三重県における外国人住民数は5万4854人、都道府県別外国人住民の割合は、1位東京都、2位愛知県、次いで3位三重県であります。ものづくり三重を支える外国人住民の方々であります。

外国人住民において、夜間中学という義務教育課程のニーズがどのくらいあるのか、本当に見極める必要があります。地域や職場における日本語学習のニーズが相当あることは、予想ができております。

県内には、現在約30か所の日本語教室が、国際交流協会やNPO団体等によって運営されていますが、その内容がこれらのニーズに応えられているでしょうか。これについては、所管は環境生活部です。

環境生活部は、この3月に、法律を踏まえて三重県日本語教育推進計画を策定されました。今年度からその取組が進みますので、この辺りのところは環境生活部の所管だと思います。

加えて、出入国管理法の改正により、技能実習生等、就労している外国人の日本語教育は、本来は受入企業の責務であります。企業単独で教育できな

ければ、地域の日本語教室の運営に企業が資金援助するという、そんな形も考えられます。これについては、所管が雇用経済部であります。

外国住民からの日本語教育のニーズが、とても高いです。そのことを踏まえて、どんな学びの場が必要かを、夜間中学だけにとどまらず、環境生活部、雇用経済部もしっかりと関わっていただき、この際、しっかりと検討していただくことを要望させていただきます。岡村部長、島上部長、どうぞよろしくお願いいたします。外国人住民は、ものづくり三重を支える重要なパートナーであります。

2点目は、定時制・通信制高等学校の重要性についてであります。

三重県の定時制・通信制高等学校には、日本語指導が必要な外国につながる生徒や、不登校経験者が多く在籍をしています。かつては勤労学生のための学校でしたが、現在は多様なニーズを持った生徒の学びの場であり、県内に3校ある中間定時制高校は、単位制総合学科の学校として多様なカリキュラムを設定し、できる限り一人ひとりのニーズに応えようと取り組んでおられます。

午前の部、午後の部、夜間部、三つの部があります。私は、形式的な卒業生、不登校で卒業したけれども学んでいない、こういう形式卒業生の学び直し場として、とても重要な学校だと考えています。

毎年、三重県高等学校定時制通信制生活体験発表会が開催をされていますが、昨年の三重県知事賞を受賞したのは、中学で不登校だったNさんです。題は、「私の人生まだまだ捨てたものじゃない」でした。三重県教育委員会教育長賞は、高校で不登校になったHさんです。題は、「北星高校で変わったこと」、三重県商工会議所連合会会長賞は、2016年、フィリピンから来日したTさんでした。題は、「意志あるところに道は開ける」でした。

教育に希望を見だし、人生を切り開いていく生徒の姿は感動的であります。定時制・通信制高等学校は、すばらしい学びの場であります。隠れたニーズが、もっとあるのではないかと考えています。

折しも、今年は高等学校活性化計画改定の年であります。定時制・通信制

高等学校が、学び直しや多様な学びの場として大きな役割を担っていることについても、しっかりと議論していただき、今後の計画に位置づけていただくことを強く要望いたします。

最後に、未就学者についてであります。

(パネルを示す) 未就学者とは、学齢期を超過した者の中で義務教育を終了していない者のことで、三重県においては、2010年国勢調査結果によると2206人います。四日市市469人、津市279人、鈴鹿市210人の順であります。この方々に夜間中学のニーズがあると推察でき、丁寧に検証する必要があると思います。

教育は希望であります。夜間中学で義務教育の教育課程を学びたい、学び直したいというニーズは必ずあると思います。学ぶ権利として、私は、県内に少なくとも1か所設置されることを要望させていただきたいと思います。

明治生まれのおばあちゃん、80歳を超えてから一生懸命、平仮名を勉強している姿と出会ったことがあります。孫に手紙を書きたい、その一心でありました。今は、ひょっとしたらIT機器は使えるようになりたい、それがニーズかもしれません。

私は、やっぱり幾つになっても教育は希望だと思っています。そういう方たちの願いがかなえられるような、夜間中学の検討をお願いしたいと思っています。

以上で質問を終わらせていただきますが、最後に、コロナ禍において、県民の皆様、まだまだ不安の中にあります。そんな中で、医療従事者、介護や保育などの福祉関係者の皆様はじめ、エッセンシャルワーカーの方々、そして知事を先頭に各執行部の皆様、日々の御尽力に大変感謝を申し上げます。御苦労さまでございます。まだまだ大変だと思いますが、頑張っておられる全ての皆様に感謝を申し上げて、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。(拍手)

休 憩

- 議長（青木謙順） 暫時休憩いたします。
午後0時10分休憩

午後1時10分開議

開 議

- 副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

- 副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。43番 津田健児議員。

〔43番 津田健児議員登壇・拍手〕

- 43番（津田健児） 自由民主党県議団の津田健児でございます。通告に従って質問させていただきたいと思っております。

時間配分を間違えまして、今日、多分最後まで行かないと思っておりますので、できるところまでやりますので、5期生にもなって大変恥ずかしい話でございますけれども、途中で終わるかと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

時間がないないって言うてるのに、杉本熊野議員からこれを入れよというふうに言われておりまして、4月10日、ひきこもり支援フォーラムでございますけれども、知事はじめ、佐野警察本部長、木平教育長、中山子ども・福祉部長、それから四日市市長、菰野町長、明和町長、井村県社会福祉協議会会長、多くの民生委員の方々に御参加いただきまして、本当にありがとうございました。

アンケートの話が杉本議員がされましたけれども、あの集計を杉本議員と中瀬古議員がやっていたいただきましたが、結構多くの方が知事の言葉に勇気づけられたとか、知事の言葉に期待が持てましたとか、そういうコメ

ントは結構多かったです。

ですので、これから1年間、計画づくり、中山部長、頼みますね。我々も一生懸命応援しますので、よろしく願いいたしたいと思います。

それから、フォーラムに行けなかった方から、動画が何か録画していないのと、ユーチューブに載せていないのと言われておりました。数日前に、ユーチューブに載せさせていただきましたので、もし関心のある方は開いていただきたいと思っております。

今日は、通告にはないですけど、花、これ、これとこれは私が作った花なんですけれども、あとは、ちょっと1週間前だったらもっときれいだっただけなんですけれども、後援者からちょっともらった花です。花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会委員長の小林正人議員が、ちょっとしょぼくありませんと言うもので、ちょっと何か意識がちょっと低いんじゃないかなと思いますけれども、ハナショウブ、三重県の花でございます。

花言葉は、うれしい知らせ、最近、今朝、うれしい知らせ、情報が舞い込んできて、ないしょですけども、うれしい知らせがありました。それから心意気、優しい心、それから、あなたを信じています。これはこの前知事から教えていただきました。あなたを信じます、いい言葉と思います。

私の好きな花は、ヒマワリなんですけれども、それに合わせて、ヒマワリをちょっと飾っていただいちゃって、本当に私のためではないというのはよく分かっておりますけれども、ヒマワリを飾っていただいちゃって、いつもにこにこ私にほほ笑んでくれているような花でございますので、私の一番好きな花でございます。

通告にはなくて大変申し訳ないんですけども、もし、ちょっと顔に似合わないかもしれませぬけれども、好きな花だとか、知事の花エピソードなんかがあれば、教えていただきたいなと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） ハナショウブ、県の花は置いておいてですね。三重県知事をやらせていただいて、今までよりも、ああ、きれいだなというか、魅力

をより感じた、一番感じた花ということで御勘弁いただければと思うんですけども。

ちょうど今見頃でありますけど、アジサイですね。これは知事に就任させていただいたすぐのときに、西場議員に連れて行っていただいて、丹生大師のあじさい祭りに行かせていただきました。そこで見たアジサイが非常に、あっ、アジサイってこんな魅力なんやと思い、きれいだなと思わせていただき、今、私の家の近くに、毎朝ウォーキングルートに白いアジサイが密集している場所があって、調べたら、白いアジサイは花言葉が寛容であるとか、あとは、アジサイは和気あいあいとか、いろんな花言葉があるんですけど、和気あいあいとか家族団らんという言葉もあるということなので、何かみんなが固まっておるアジサイの姿、心和むし、何かきれいだなというのは、三重県知事になって改めて魅力を感じた花ということで少し披露させていただきました。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） ありがとうございます。

私も、時間ないのにあれなんですけれども、ちょっと散歩コースがありまして、最近、そのアジサイがきれいなところに散歩コースを変えて、そこを歩いているんですけれども。本当は取ったらあかんのかもしれませんが、ないしょでちょっと2本ぐらい取って、私の家にぱっと挿したところなんですけれども。アジサイも本当にきれいな花だというふうに思っております。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、G7でも議題になりましたが、ウイグル問題です。

小林貴虎議員の紹介で、家族が強制収容所に入っているという方から、ぜひお会いしてほしいということで、何か月か前にお会いさせていただきました。

普通は内容を決めて一般質問するんですけれども、一般質問をするって決めて内容を固めましたので、ちょっと精度としてはちょっとあんまり高くないかもしれませんが、質問させていただきたいと思います。

令和3年3月、アメリカ国務省は、世界各国の人権侵害についてまとめた年次報告書を発表しました。中国新疆ウイグル自治区で、ウイグル族に対するジェノサイド民族大量虐殺があったと認定し、厳しく非難しました。さらに報告書では、強制的な不妊、中絶手術のほか、100万人以上のイスラム系少数民族を強制収容所に拘束したなどと明記しました。

欧米を中心とした海外メディアは、生還者の証言を基に、ウイグル人が強制労働収容者に収監され、多くの人が死亡したり、正体不明の薬や注射の強制投与、拷問や強姦を受けていると報道しています。

アメリカのアントニー・ブリンケン国務長官は、トランプ政権の考え方を引き継ぎ、ジェノサイド認定に同意すると明言し、ウイグル自治区で強制労働によって作られた綿花などの物品は輸入すべきでないと発言。イギリスのボリス・ジョンソン首相も、カナダのジャスティン・トルドー首相も、強制労働による製品の流通防止や禁輸を発表しました。日本政府は人権に敏感な欧米のジェノサイド認定の動きには一線を引いていますが、深刻な懸念という言葉を使っています。

また、2020年3月、オーストラリアの政府系シンクタンク、オーストラリア戦略政策研究所が、売り物のウイグル族という調査報告を発表しました。ウイグル族が新疆ウイグル自治区から中国国内の他の都市に移動させられ、労働に従事していたなどと指摘しています。この中で、日本企業14社を含む83のグローバル企業がサプライチェーンなどで関与しているとされています。

ウイグル協会と国際人権団体ヒューマンライツは、この14社に対し、説明責任を果たしてほしい、強制労働が明確に否定できない限り取引を打ち切ってほしい、是正措置や再発防止策を策定し公表してほしい、この3点を要望しています。このような中、日本企業の間で、生産や調達で人権に配慮し、新疆ウイグル自治区産の新疆綿の使用をやめる動きが出てきました。

日本経済新聞が4月上旬からアパレル、スポーツ関係の主な上場企業50社に聞き取りを調査いたしました。新疆綿を使っていたのは14社、調査中は7社、人権問題に積極的に対応している会社なので会社名を挙げますが、ワー

ルドは新疆綿の使用を中止しました。鈴木信輝社長は、人権侵害の疑いを踏まえ、そうしたリスクがある以上、販売することは今の段階では控えるべきと語っています。ミズノ、コックスも使用を停止しました。しまむらは、新疆綿を使った製品を生産する工場との取引を当面見合わせるとしています。そして、無回答はSDGsを掲げる大企業の13社、県内にも多くの店舗を抱えています。

そこでお伺いしたいと思います。

私は、新疆ウイグル自治区で起こっているウイグル人に対する弾圧について、三重県の考え方、人権についての考え方を三重県にあるそれらの会社に伝えるべきと考えます。

中国政府がウイグル人に対して行っていることは決して許されることではないと思います。知った以上、企業に対し、見て見ぬふりをする、何もしないのは駄目だと思います。

県庁の皆さん方の正義感を示していただきたいと思いますが、それらの企業に対してどのようなアクションができるのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 国外の人権問題に対する県の考え方と、企業に伝えるべきことについてお答えいたします。

新疆ウイグル自治区の人権問題につきましては、本年2月に開催された国連人権理事会で取り上げられ、茂木外務大臣が、新疆ウイグル自治区の人権状況を深刻に懸念していると発言されております。

また、この問題に関しましては、サプライチェーン等に係る国内企業等への批判も世界的に起こっていることが、新聞等で報道されているところでございます。

県といたしましては、人権尊重の視点からは、国外のことであっても、特定の人種や民族であることなどを理由に、人権が損なわれることは決してあってはならないと考えております。また、こうした認識の下、企業活動に

おきまして、人権尊重の理念に基づき進めていかなければならないと考えているところでございます。

このことに関しまして、近年、国際社会では、企業活動に係る人権尊重の取組が強く求められています。国連人権理事会で、企業活動の人権尊重の指針として、ビジネスと人権に関する指導原則が策定されるなど、ルール等の整備が進んでおります。また、持続可能な開発目標、SDGsの達成に当たりましても、人権の保護促進が重要な要素と位置づけられています。

このような中、昨年10月、国は、国連のビジネスと人権に関する指導原則を踏まえた2025年までの国内での行動計画として、ビジネスと人権に関する行動計画を策定し、企業に対して、企業内部での人権尊重の取組の実施だけでなく、企業活動における人権への影響を特定し、これを予防・軽減し、そして、どのように対処するかについて情報発信を行うことなどを内容とする、人権デュー・ディリジェンスのプロセスの導入や国内外のサプライチェーンにおける人権尊重の取組などを求めています。

このような近年の企業活動への人権に関する社会的要請の高まりを踏まえ、県におきましては、県内の企業に対して、企業の社会的責任と人権尊重の理念、国が策定したビジネスと人権に関する行動計画などについて広く周知を行い、グローバルな視野に立った人権問題について理解を深めていただくことが、国際的な競争力及び持続可能性の確保・向上を目指していく中では不可欠であることを伝え、啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） 私は、本当に県の職員がその企業に行って、県の姿勢だとか思いを伝えるべきだなと思うんですけども、ただ、実際、なかなかそれは無理だなということも理解をしています。

ですので、そういった国の行動計画にもありますように、そういった人権の意識が高い会社ほど素晴らしい企業なんだということが分かるような企業への啓発を積極的に進めていただきたいと思います。

そこで、最近、エシカル消費ということを目にするようになりました。倫

理的消費とも言われますけれども、中嶋年規議員がこういうこともあるよと
いって教えていただいて、いつもアイデアを盗んでしまうんですけども。

これがエシカル消費ですね。（パネルを示す）始めてみませんか、エシカル消費。買物で世界を変えようということでございます。真ん中の左側には、社会への配慮、フェアトレード商品を選ぶということでございますけれども、フェアトレードというのは、発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に取引する商品でございます。その下は、地域への配慮だとか、環境への配慮だとか、人への配慮、生物多様性への配慮とありますけれども、そういった倫理的消費、エシカル消費を県も積極的に啓発していただいているようでございます。

昨年には、三重県消費者施策基本指針が策定されましたが、その中でも県民や児童・生徒に対し、エシカル消費、倫理的消費の啓発を行っていくとの記載があります。

フェアトレード商品も進めていますから、まさしくウイグル人の強制労働によって、ただ働きで働かされた商品は買わないという考え方も一致していると思います。

三重県も県民に対し、エシカル消費を啓発するのなら、三重県自身も率先してエシカル消費、倫理的な買物をすべきだと思います。

障がい者雇用促進からの物品調達方針は、法に基づいて策定されていますが、もし可能であれば、三重県が行う買物、具体的には契約、物品調達等において、エシカル消費を進めていくためのルールづくりを検討していただきたいと思いますが、どうですか。

〔岡村順子環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（岡村順子） 県の物品調達等におきまして、エシカル消費を進めていくためのルールづくり等についてお答えいたします。

議員からも御説明いただきましたが、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費は、特にSDGsの12番目の目標である、つくる責任、つかう責任に関連した取組です。

県民の皆さんが、日常生活の中で障がい者支援につながる商品やフェアトレード商品、エコ商品等の購入などを通じて社会的課題の解決を思い、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費行動を行うものであり、よりよい社会に向けた人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

このような人や社会、環境の現状や課題をしっかりと見詰めて、行動を通じてあるべき理想に近づけていくエシカル消費が、県民の皆さんにとって自分事となり、関心を集めていけるよう、県では引き続き市町や消費者団体、事業者団体、関係機関等の多様な主体と連携した取組を実施するとともに、様々な情報媒体を活用した情報提供を行うなど、県民の皆さんへの消費者教育、消費者啓発の機会の拡充に努めていきたいと考えています。

また、議員から御提案のございました、県が率先してエシカル消費を進めていく取組につきましては、会計上の整理を行っていく必要がございますが、前向きに受け止めて、努力してまいりたいと考えております。

例えば物品調達等におきましては、いわゆる障害者優先調達推進法やグリーン購入法に基づき、既に実施されております優先調達に加え、フェアトレード認定の商品の購入環境づくりなど、人権に配慮した物品調達等の環境が整いますよう、その在り方等について考えてまいります。

県としましては、引き続き人権尊重など、人や社会が社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費が広く浸透していきますように、啓発等に取り組んでまいります。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） ありがとうございます。

ぜひ県が進める政策を応援してくれる会社を、また我々も率先して応援して買っただきたいなというふうに思っております。

先日、地域若者サポートステーションの方とちょっとお話をさせていただきました。ひきこもりの方がやっと就職しようかなと思ったときに、就職先がないというお話をいただきました。

障がい者雇用はしっかりとありますけれども、例えば障がい者じゃない、

そのひきこもりの方々を積極的に採用していただけるような会社をまた応援するような、これは一例でございますけれども、ぜひ前向きに検討していただくというお話をいただきましたので、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

次に、これは、この本、ウイグル人の証言を基に書かれた本でございます。（パネルを示す）題名は「私の身に起きたこと」、これも小林貴虎議員が紹介していただいた本です。

筆者の清水ともみさんの了解もいただいておりまして、本を売ることよりも知っていただきたい、国民に知っていただきたいということでございましたので、快く賛同していただきました。

中村進一議員のように紙芝居、ちょっと私はスムーズにはいきませんが、でも、ちょっとお話をさせて……。私の身に起きたことですね。これでよかったですか。ちょっとごちないですね。

（パネルを示す）ほんで、次は、この中身なんですけれども、この方は、エジプトの方と結婚して、エジプトで3人の子どもと幸せに暮らしていたウイグル人の方です。祖父母に孫の顔を見せるためウイグルに戻り、拘束されました。そして拷問を受けたわけです。

次のパネルに行っていたきたいと思います。（パネルを示す）ある日、息子の亡きがらを渡されました。3人の中で一番大きく生まれて元気だった子です。その後も、寝ることも許されず、暴力を振るわれ続けました。

次のパネル、（パネルを示す）拷問が辛くて、つい神よと。宗教を認めていない国でございますので、こういうことが行われているわけでございます。

それから、次の、（パネルを示す）監視カメラのついた部屋でぎゅうぎゅう詰めさせられて、寝ることもできないと。国家主席の長生きを祈り、党の賛美する歌を歌わされているということでございます。

次に、（パネルを示す）先ほども話をさせていただきましたが、正体不明の薬を飲まされ、注射を打たされ、部屋から常に数人が呼び出され、いなくなり、補充されています。隣の部屋からは、悲鳴や殴られる音が聞こえてく

るということですが。

(パネルを示す) ところが、旦那さんとお子さんはエジプト国籍でございますので、エジプト政府から、子どもと親が一緒にいるのはおかしいということで、エジプト政府に助けられて、エジプトに戻ることにになりましたが、御主人が、奥さんがいなくなったわけでございますので、中国に戻りましたら、そこで拘束されて、懲役16年の刑になったというふうに言っています。

次のパネル。(パネルを示す) 言われるように、あの注射だとか薬ということですが、病院で診察を受けたとき、子どもを産めない体になっていますと言われました。もう息子は生き返りません。だから、私は証言しますと。

(パネルを示す) 次。私の名はミフリグル・トゥルソン、お願いします。どうか私たちウイグル人について知ってください。そして、この話をあなたの周りの誰かに伝えてくださいませんかということでございます。

三重県人権施策基本方針の目指す社会基本理念には、こう書かれています。世界で起きている飢餓や紛争、環境問題、民族差別などの様々な人権問題について関心を高め、理解が深まるよう取り組んでいきますとありますが、我々が彼らに対してできることは、たくさんの方々知ってもらいたいことだと思います。学校教育の中でできること、また、この本を学校に日本ウイグル協会のほうから送っていただきますので、温かい対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

〔木平芳定教育長登壇〕

○教育長(木平芳定) ウイグル民族の人権問題について、学校教育の中で取り上げること、それから県立高校に寄贈される書籍についての対応について御答弁いたします。

世界人権宣言以降、あらゆる差別や人権侵害をなくし、人権が尊重される社会の実現に向けた取組が世界各国で進められています。

こうした中、新疆ウイグル自治区における人権状況に対し、欧米諸国からは厳しい非難が起こっています。政府においても深刻な懸念を持って注視す

るとの姿勢が示されています。

人権や自由、個人の尊厳は人類共通の普遍的価値であり、世界のどこで生まれ、暮らしていようとも、その価値が軽視されたり損なわれたりすることは決してあってはならないと思っています。

学校での人権教育は、三重県人権教育基本方針に基づき、人権に関する知識や人権尊重につながる意欲や態度などを身につけられるよう、個人の尊重や法の下での平等などの普遍的な人権の意義や重要性を学んだり、障がい者や外国人など個別的人権問題について、各学校の実情に即して学んだりしています。

また、こうした国際的な課題については、高校では主に公民科で学習が行われています。

来年度から実施される高校の学習指導要領における新たな科目、公共では、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な社会の形成者に必要な資質・能力を育成することを目標としています。教科書では、民族問題や地域紛争、難民問題の解決に向けた取組や人間の安全保障という考え方、それら国境を越えた課題に対する日本の役割などについて学びを深める内容となっています。

政治・経済では、人種・民族問題や地域紛争の解決に向けた国際社会の取組、持続可能な国際社会づくりなどについて、多面的・多角的に考察するなどとされています。

これから社会をつくっていく高校生が、現実社会や世界で起きている様々な事柄や課題に向き合い、考えを深めることは、学習指導要領の趣旨からも大切なことです。

こうした中で、ウイグル自治区の問題のように、実社会や国際社会で日々動きのある事柄を取り上げるに当たっては、生徒が多面的・多角的な考察ができ、考えが深まるよう、様々な見解を提示するよう配慮するとともに、各学校の実態や生徒の発達段階に応じた適切な教材に基づき、組織的・計画的に指導することが求められます。

こうしたことから、県教育委員会としましては、子どもたちが、世界平和の基礎である基本的人権や自由の保障について理解し、複雑で変化の激しい社会の中で国際的な問題について関心が持てるよう、各県立高校での教科学習や人権学習について、来年度からの高校の新しい学習指導要領が実施されることから、各校の実情に即した適切な指導、助言を行ってまいります。

次に、寄贈いただく書籍についてです。

学校図書館の運営上の重要事項について、学校図書館ガイドラインとして文部科学省から示されており、図書館資料は、発達段階等を踏まえた健全な教養の育成に資する構成と十分な規模を備えること、資料選定が適切に行われるよう各学校で選定基準を定め、選定の校内組織を整備し、学校組織として行うことが望ましいとされています。

また、図書館資料は、教育課程の展開に寄与するという観点から、生徒及び教職員のニーズに応じた、偏りのない調和の取れた蔵書構成となる選定が望ましいともされています。

各県立高校では、こうしたガイドラインを踏まえ、各校で定めた選定基準に沿って図書を収集しています。議員から紹介のありました書籍について、県立高校の現在の状況を確認したところ、今5校で所蔵をしているところです。生徒が現代社会の課題に関心を持ち、考えるきっかけにしてほしいとの考えから選定したと聞いています。

このように、図書の取扱いは各学校で決定するものとされていることから、県立高校へ寄贈していただく書籍の開架についても、基本的には各学校で対応していくこととなりますが、県教育委員会としても、ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切に取り扱われるよう助言してまいります。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） ありがとうございます。

子どもたちに伝えたいことってたくさんあり過ぎて、議員が言うたから、それを全て学校側にさせるとするのは、これもどうかと思います。

ただ、ハナショウブの言葉、優しい心でございますので、教育長からこれ

をとということでは、強制的に上からということをお求めませんが、何かの機会に、こういう本が送られてくるけれども頼みますねという、温かいお心の御配慮を賜ればなというふうに思っております。

次の質問に入りたいと思います。

以前、知事から、現実主義的理想主義のお話をいただきました。どっちだったかな、理想が先かな、現実が先だなんて忘れておりましたけれども、今回のウイグルの話を一問のテーマと決め、考えているときに、知事がこんなことを言っていたなと思い出しました。

知事の答弁を調べてみますと、平成27年、笹井議員の答弁でこう述べられています。現実主義的理想主義とは、現実で起きていることを出発点とし、それを一つ一つ解決していくことが理想的な姿に近づけていくと答弁されています。

私は、家族が強制収容されて、助けてくださいというウイグル人の方々の話を直接聞いて、かわいそうだなと思いました。同じ地球上の上でこんなひどいことが、同じ政治家によって行われていることは許せないと思っています。

一方で、指摘されている会社にも、国家による制裁や不買運動によって経営に支障が出ること、また、社員やその家族の生活を守らなければならない使命もあると思います。

このウイグルの話聞いて、知事は政治家としてどのように心の整理というものを行っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 今回のウイグル問題について、現実主義的理想主義の観点から、私の考えを少し整理ということで答弁させていただきます。

津田議員からも御紹介のありました、「私の身に起きたこと」とあるウイグル人女性の証言、これについて、先日、県立図書館にも御寄贈いただきました。私も読ませていただきました。

自らのふるさとや住みたい場所で、愛する家族や友人と共に自分らしく幸

せに暮らしていくことは、全ての人間に認められており、人権尊重は人類の普遍の価値です。それが損なわれている状況にあることに、大変改めて胸が締めつけられる思いをしました。

現実主義的理想主義に関連して申し上げれば、少し別の話題で例えを出しますけれども、例えば多くの方が絶対にいじめを許せないと考えていただいていると思います。しかし、いじめをなくそうという理想は、目の前の人をいじめない、いじめの傍観者にならないなどの現実について、一人ひとりの積み重ねなくしては決して実現できません。つまり、現実の積み重ねが理想の社会をつくるということです。

私たちもこの問題について無関心でいるのではなく、少なくとも知る、伝えるという行動はできると思いますし、先ほど津田議員が御提案のあった消費などについて、いずれにしても、一人ひとりが自分の思いに即した行動を、少しずつでもよいので現実に行っていくことで、結果として人権が尊重される世界という理想をみんなで実現していくことができるのではないかと思いますので、そういう姿を目指していきたいと考えています。

また、このウイグルの問題につきます外交に関することは、政府において対応されることですので、私から詳細申し上げることではないものの、この問題は、最近始まったことではないということも重く受け止めなければならないと思っています。

つまり世代を超えて、つらい思いが連鎖をしているということです。この世代の連鎖を止めなければならないということが、現役の今生きている私たち、政治に関わる者やその一人ひとりの行動において重要なことなのではないかというふうに思っています。

先日、G7も行われ、この問題も取り上げられました。人権、法の支配など普遍的価値を共有する国々で、日本を含めてしっかり外交努力が行われていくことも期待したいと思いますし、世代を超えて、つらい思いが連なっていくかないようにということを常に我々願って、行動していくべきだと考えております。

[43番 津田健児議員登壇]

○43番（津田健児） ありがとうございます。

これだけ人権のやり取りして、こう言うのも恥ずかしいんですけども、最近、何か人権って何だろなって思うときが結構あります。時として、何か人権って何か冷たく感じる時も、実際問題あります。

先般、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の前会長の森氏が、女性は話が長いと言ったことで、メディアだとか人権団体から徹底的にたたかれて、会長を辞めることになりました。80歳の方でございますので、私も、私の父だったら、何回辞めていったか分からないぐらい、そういう世代の考え方もあろうかというふうに思っています。

でも、あれだけたたいて大きく取り上げたメディアだとか人権団体ってどこに行ったんだろうなと私は思っています。

実は、このウイグルの話をしようと決めてから、いろんな方から、皆さんから御意見を賜りましたが、県議会で何で外交の話をするのとか、相手は中国だから意味ないんじゃないのだとか、あんた、もう中国に行けないよとか、そういう話をいただきました。

こんな話、言うていいのかわかりませんが、知事に、事前にウイグルの話をするからって言うたときに、知事はぜひやってくださいと言うていただいて。やるなとは言えないので、ぜひやってくださいって言われたんだと思いますけれども、いつものトーンで、ぜひやってくださいと力を込めた言い方で私に返していただきました。結構私、あれでうれしかったんですし、そういうところが、私は知事のすてきというか、好きなところだと思っています。

ハナショウブは、先ほど言いましたように、優しい、優しい心、あなたを信じますということでございますけれども、先ほどいじめの話をされましたけれども、やっぱり知った以上は何とかせなあかんですし、相手が中国だから言えないだとか、相手が強いから言えないだとか、相手のことを言いにくい環境だから言えないというのではあかんと思うんですね。

だから、ハナショウブの花言葉のように、優しい心を持って、今の現時点をスタート台にして、一步一步理想に近づけていきたい、これから政治家として、その思いを貫いていただきたいなというふうに思っております。

ウイグルは以上です。

もう多分時間が全然ないと思いますけれども、進めさせていただきたいと思えます。

次に、伊勢茶の魅力発信についてお伺いします。

お茶の産地である鹿児島県、静岡県に行つて、お茶に関する取組についてお話を聞いてきました。

鹿児島県も静岡県もお茶担当課や係が存在し、静岡県については、お茶だけで15名の専属職員と、お茶の世界イベントが開催されるため、別途5人の職員が本庁の中に配置されていますが、そんなことよりも、まず担当の職員のお茶愛がすごいと思えました。

南九州市にも行ってまいりました。知覧茶に憧れて、ほれて、市役所に入つてずーっとお茶をやっている担当課長さんとお会いしました。

まず、農林水産部の方々には大変失礼な話でございますけれども、少しお茶愛が足りないのではないかと感じて質問しようとしていたんですけども、今日、建通新聞で、更屋部長の記事が（実物を示す）今日タイミングよく出てきて、新部長の目玉事業として、伊勢茶の振興を掲げるという記事が出てきて、もう早速私、10分前に考えを改めさせていただきましたけれども、ぜひ更屋部長のお茶愛というんですか、その思いを伝えていただきたいと思えます。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、伊勢茶に対する私の思いについてお答えいたします。

本県は、平安時代に四日市市水沢地域で茶の栽培が始まったとされる記録や、松阪市飯高町出身の大谷嘉兵衛が、明治から大正にかけ、県内で生産された茶を中心に、アメリカなどへの輸出に取り組み、外貨獲得に貢献したこ

となど、茶に関して長い歴史を持つ産地であります。

また、県内には、昭和初期に輸出向けに栽培された紅茶の品種や釜炒り番茶の生産、茶粥を食べる習慣が続いている地域があり、茶に関する食文化も残っています。

さらに特徴ある茶として、普通煎茶に加え、北勢地域では、まろやかな味が自慢のかぶせ茶、南勢地域では、濃厚な味を醸し出す深蒸し煎茶などが生産されており、中でも、かぶせ茶は全国第1位の生産量を誇っています。

毎年開催される全国や関西の茶品評会において、農林水産大臣賞を受賞するなど上位入賞を果たしており、品質についても、茶業関係者から高い評価を得ています。

しかしながら、茶の全国的な消費の減少などにより価格が低迷し、茶農家の経営は大変厳しい状況が続いています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響により、外食や観光における茶の需要が減退する一方で、家庭内などでゆっくりと茶を楽しむ人が増えています。

このような状況の下、改めて茶の消費拡大につながるよう、県民の皆さんに伊勢茶についてその魅力を発信し、認知度向上を図ることが喫緊の課題であると考えています。

このため、私は、本年度を伊勢茶再生元年としたいとの強い思いで、4月の市町や関係機関への着任挨拶の際、お会いした皆さんに、伊勢茶の振興を新部長の目玉施策として取り組んでいくという決意を述べさせていただきました。

また、農林水産部が先頭に立ち、様々な場面において伊勢茶のPRをするよう職員にお願いし、早速、課長などを対象に、伊勢茶の特徴や入れ方を学ぶセミナーを開催したほか、マイボトルとティーバックを活用した飲み方の実践と普及にも取り組んでいます。

今後も一層、県民の皆さんに伊勢茶の認知度向上を図るため、県が率先し、市町やJA、茶の流通販売事業者などの関係者はもとより、食品や観光事業者ともしっかりと連携しながら、伊勢茶の魅力発信を進め、伊勢茶が様々な

場面で活用されるよう取り組んでまいります。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） もう本当に大変失礼いたしました。

新部長の目玉事業ということで、本当にわくわくどきどき期待が膨らんできますけれども、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

それから、お願いなんですけれども、皆さんが、我々、作る名刺の台紙なんですけれども、あれ、伊勢茶だけのものがないんですよ。ぜひ県の目玉事業になるわけですから、ぜひポスターとかね、ポスターの写真はもう私幾らでも用意しますので、名刺もぜひ作っていただきたいなと思います。

これを青木議長だとか、杉本議員に渡したら、もういっぱい配りたくりますので、すっごい宣伝になると思いますので、我々もぜひ名刺を作っていたければなというふうに思います。

次に、三重県茶業振興指針の見直しについてお伺いします。

昨年、私は指針の見直しについて、生産額、生産量に関する目標を後ろ向きな数値目標ではなく、チャレンジングな目標にしてほしいと強く要望しました。

お茶の歴史を知る地元の方々からも、かつては三重県がナンバーワンであったこと、三重県から静岡県まで行って製茶の指導をしていたこと、お茶の輸出を始めたのは四日市市だったという話を聞いて、何とか静岡県や追い越された鹿児島県に追いつきたいと考えていました。

しかしながら、先般、鹿児島県の知覧の広大なお茶畑を見渡したとき、考えを新たにされた次第です。知覧のお茶畑を見渡したとき、井戸の中のカエルが大海を知ったような、本当に広大な美しいものでございました。正直、これは量的にはとても追いつけないと思った次第です。

そこで本日のテーマですが、お茶の魅力発信についてですけれども、これから三重県の目指す方向は、量や全体の生産額も大事ですが、それらばかりを目指すのではなく、お茶の魅力をどう発信するか、お茶の楽しさをどう発信するか、県民の伊勢茶愛をどう高めていくかを旨とするものとしていただき

たいと思っています。

昨年度3月の環境生活農林水産常任委員会委員長報告にも、指針の見直しについては、幅広い意見を取り入れ、より実効性のあるものとしてほしい、積極的な数値目標を設定してほしい、お茶のおいしさや魅力を再確認し、歴史や文化を含めた価値を高め、伊勢茶を誇りと感じることができるよう取り組んでほしい等の報告を行ったところです。

また、この定例会議中、十数年ぶりにお茶の議員連盟を中瀬古初美議員を中心に発足する予定です。初代会長は、私の父の津田勉でした。その後、西場議員にさせていただいておりましたが、新会長の下でお茶の魅力、お茶の楽しさをより強く、広く議会からも発信していただけるものと思います。

執行部の皆様方も、ぜひニコイチで伊勢茶の魅力発信、伊勢茶の楽しさ発信の取組を強力に進めていただきたいと思います、お考えを賜りたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、三重県茶業振興の指針の見直しを通じた、伊勢茶の魅力や楽しさの発信の取組についてお答えします。

長い歴史や文化によって育まれてきた伊勢茶は、他県に出荷・販売される量も多く、県民の皆さんの伊勢茶に触れる機会がまだまだ少ないことから、今後は、さらに伊勢茶の品質や歴史・文化などをフルに活用し、伊勢茶の認知度を高めることが重要と考えています。

このため、本年度、三重県茶業振興の指針を見直して策定する伊勢茶の振興計画では、県民運動による伊勢茶の消費拡大を取組の柱の一つとして掲げ、消費者のライフスタイルの変化に合わせたお茶の楽しみ方やお茶を飲む場面に加え、新しい伊勢茶商品の提案、お茶の種類やおいしい入れ方、機能性を学ぶ食育の推進、博物館などを活用した伊勢茶に関する歴史、文化の発信など、県内の消費拡大に向けた魅力発信の取組を盛り込んでいきたいと考えています。

本年度は、計画策定に先立ち、ティーバックとマイボトルを活用して、手

軽に伊勢茶を楽しむスタイルを県民の皆さんに提案していくキャンペーンを、県内企業や小売店の協力の下、展開していきます。

また、三重県総合博物館において、伊勢茶の歴史・文化等の展示や茶業関係者等と連携した体験イベントを実施することとしています。

今後は、県民の皆さんが伊勢茶を誇りに感じていただくとともに、伊勢茶の魅力発信の取組がより一層進むよう、計画の策定を進めます。

また、新たに発足する議員連盟の方々の力強い御協力をいただきながら、伊勢茶に関わる歴史・文化などをフル活用し、伊勢茶の魅力や楽しさの発信に取り組んでまいります。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） ありがとうございます。

我々、これからできる議員連盟もしっかりと行動していきますので、ぜひ協力し合いながら進めていただきたいというふうに思っています。

その中で、これから計画づくりが入っていくわけでございますけれども、ちょっとお願いしたいことは、県庁内だけの議論だとか、お茶関係者だけの話を聞いて進めていくことはやめて、もうそういうふうに分かっていただいていいますけれども、考えていただきたいなと思います。

先ほど提案させていただいたように、お茶の魅力はその奥深さであったり、とてつもない広がりだと思います。

今年3月は、議事堂ロビーでお茶の入れ方教室を開かせていただきました。当時の農林水産部長、前田部長にも準備のため、机や椅子を運んでいただきましたが、お茶のおいしい入れ方を議員や執行部のたくさんの方々に体験していただきました。入れ方によってお茶の味が全然違うことを知っていただいたと思います。

また、200円で和菓子とおいしいお茶のセットを提供させていただきましたが、個人の感覚もあろうかと思いますが、例えば喫茶店に行って、400円のコーヒーと比べたとき、お茶と和菓子のセット、どっちを選ばれるか、工夫次第では全然いけると私は思います。喫茶組合さんにも積極的に協力して

いただけると思います。また、飯南高校美術部の生徒さんによるおいしいお茶ラテアートを楽しんでいただけたと思います。谷川議員は、たしか夫婦岩のアートだったと思います。私も作ってほしかったです。また、三谷議員も、始まる前はぶつぶつぶつぶ忙しいのになんと言っていましたけれども、私には強いけれども、女子高校生には弱いのか、お茶ラテアートを見た後は、聞き取りに戻りたくないとか、議会をサボろうとしておりました。

まだまだお茶は広がりがあって、スイーツとの親和性、お茶を使ったお菓子やケーキ等、また料理を楽しめたり、お茶畑の美しい風景を活用して、観光にも取り組んでいる自治体がいっぱい出てきております。

お茶カフェもかなり増えてまいりました。東京では、お茶の産地や品種、入れ方などにこだわった日本茶カフェが人気で、サブスクリプションという定額料金で、いつでも何杯でも飲めるサービスがあって人気です。お茶をワイングラスで食事に合った出し方をして、高級感を演出する店も出ています。

また、お茶は健康にもいいし、萬古焼、伊賀焼などの陶器との連携も期待できると思います。

さらに、お茶の歴史は深く、文化的な要素がいっぱい詰まっています。茶道は文化でもあり、道でもあります。日本の精神文化の象徴でもあります。

挙げればまだまだ切りがありませんが、そこで質問、要望ですが、これらの多くはお茶関係者以外からの発想によるものです。お茶の奥深い魅力を引き出すために部外者、関係者以外の意見を取り入れることは非常に大切ですが、どのようにその仕組みをつくっていくのかお聞かせ願いたいと思います。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） それでは、茶業関係者以外の意見を積極的に取り入れる推進体制についてお答えします。

伊勢茶の振興計画の策定に当たっては、本年1月より、県をはじめ茶業会議所やJ A全農みえ、三重茶農業協同組合による検討会議を開催して、課題の整理、振興方向や具体的な対応策について検討を進めています。

また、4月には、北勢地域と南勢地域で若手生産者との意見交換会を開催し、将来の茶業経営に向けた課題や思いなどをお聞きしたところです。

さらに、今後は、茶の生産から流通販売、消費に関する有識者と共に歴史・文化に関係する学識経験者などで構成する懇話会を開催し、伊勢茶の魅力発信などに向けて御意見をいただくほか、外食や喫茶などの飲食、和菓子・洋菓子や加工食品の製造、観光に携わる事業者など、様々な方面から御意見を聞き取り、計画に反映させていきたいと考えています。

一方、策定した計画を着実に推進し、成果を出していくため、特に伊勢茶の魅力発信についてはプロジェクトを設置し、計画策定にも関わっていただく茶の流通販売、飲食や食品製造、観光などに携わる事業者の皆さんにも参画していただきながら、伊勢茶を使った新しい商品やサービスなどの価値創出に向けた取組を進めていきたいと考えています。

今後は、伊勢茶の振興、とりわけ伊勢茶の魅力発信に向け、様々な主体と連携しながら、計画を実行していく体制を整備し、具体的な取組を展開してまいります。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） もう時間が全然なくなってきましたけれども、もう更屋部長、頼みますね。よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問はちょっとできないかもしれませんが、最近、釣りに行けなくて体の調子がちょっと悪いんですわ。もうこれ終わったら、来週中には多分、東議員、津村議員の地元へ真っ先に行っていると思うんですけども。

釣りって、魚を釣るのも楽しいですし、食べるのもいいし、みんなでわいわいがやがや食べる、今はできませんけど、本当にそういうときって幸せです。

ただ、稲垣前副知事がいなくて寂しいんですけども、釣りいから、尾鷲市とか南伊勢町の青い空と緑のコントラストを眺めるというのは、非常に私は好きで、いつもぼーっとしているんですけども、ずっとぼーっと見

ながら眺めるのが非常に好きなんです。

話は違いますが、知事は10年前に知事に当選されました。出会ったのが12年ぐらい前です。私の高校の先輩から、何か総理大臣になるって、何か変わった官僚がおるから会ってくれやんかというのが初めてで、私はそのとき、国政に落ちたばかりなので、ちょっとジェラシーを感じていたと思うんですが、そんな部外者のよく分からん、三重県人でもない人を信用していいんですかって聞いたら、その私の尊敬する先輩が、いや、こいつにだまされるんだったらだまされてもいいんだと。こいつの総理大臣になっている姿を見たいなと言って、男ぼれというんですか、ちょっと私ジェラシー、大分感じましたけれども、そういう話がありました。

もう10年間知事として駆け巡って、もう釣り以外のことだったら、もう本当に三重県を知っていて、思い切り三重県人だと思いますけれども、この10年間を振り返って、三重のいいところだとか印象に残ったことを、あと1分ちょっとですけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 10年振り返ってということですが、本当に県民の皆さんの御協力で、1日1日、一つ一つのシーンが大変印象に残っていますけれども、1分ですので、印象に残っているのは、やはりG7伊勢志摩サミット、それから紀伊半島大水害、それからお御代替わり、これ、いずれも三重県の誇り、三重県の魅力の発信、それから今後の命を守ることについての思い、そういうのがつながったそれぞれの出来事だったと思います。

それから、三重県のいい場所ということで、これ、通告いただいていたので、僕が言うとあれなので、子どもに聞いてきてみました。子どもは、銚子川と宮川で、銚子川がよかったというのと、宮川でアユのつかみ取りやっただのが楽しかったと言っていました。

僕は、もう一個印象に残っている場所、あと、もう一つ言った上であれなんですけど、志摩市の和具の漁港に行ったときに、イセエビをそのまま焼

いて食べたんです。その人たちが言っていたのが、俺らは世界に誇るイセエビを捕っていると、世界に誇るイセエビやということをしていました。

三重県の魅力は、その地域地域で、頑張っている思いを持っている人たちがいる、それが三重県の一番の魅力だと思います。

〔43番 津田健児議員登壇〕

○43番（津田健児） 時間をちゃんと取らなくて大変申し訳ない。副議長もどうもありがとうございました。しっかりと郷土愛を持って、私も知事も、これからいつものように頑張っていきましょう。終わります。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 暫時休憩いたします。

午後2時11分休憩

午後2時20分開議

開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（稲垣昭義） 県政に対する質問を継続いたします。40番 三谷哲央議員。

〔40番 三谷哲央議員登壇・拍手〕

○40番（三谷哲央） 桑名市・桑名郡選出の三谷哲央でございます。6月定例会会議最後の一般質問でございますので、大変お疲れとは思いますが、もうしばらくお付き合いをいただきたいなと思います。

質問に入る前に、一言確認をさせていただきたいなと思っております。

6月14日の小林貴虎議員の一般質問の冒頭で、事前に答弁書もらった、森企画員がすぐに持ってきたが、再質問すると言ったほかのところも、今朝

全部持ってきましたよ、このような趣旨の発言があった。正確な発言の内容は、議事録を精査しなければ分かりませんが、おおよそそのような内容だと記憶しております。

私は、恥ずかしながら今7期目でございますけれども、一度たりとも答弁書が欲しいと、事前に答弁書が欲しいといったことはありませんし、もらったこともございません。

小林議員のこの発言が、今回の発言が事実だとあるとすれば、このことは三重県民の三重県議会への信頼を大きく揺るがすことだと思います。

近年、地方議会への住民の皆様方の信頼が揺らいでいる幾つかある要因の中の 하나가、議会議論に緊張感がないって、こういうことだと言われていま

す。議員が事前に質問通告をし、それに従って執行部が答弁書を書く、これはごくありふれた光景ではありますが、この執行部が作った答弁書が本会議の前に質問者に渡っていれば、これは出来レースだ、このように批判をされても免れない、こう思います。

質問者と答弁者がお互い分かり切ったことを議場で読み上げる、元鳥取県知事の片山善博さん、その方は、これを評して学芸会だ、このようにおっしゃいました。それを聞いたある方は、それは学芸会に対して失礼だよ、学芸会なら、少なくとも台本、せりふは暗記して読み上げるけれども、これは単に読み上げているだけだ、朗読会だと、このように言われたと、そういうような話も聞いたことがあります。

いずれにしても、真剣勝負であるべき議場で、お互いが内容を知り尽くしている質問と答弁を読み上げる儀式をするだけならば、ある意味、県民をばかにしている、このように言われても弁解の余地はないと思います。

また、三重県議会議員の多くが同様なことをしている、このような誤ったメッセージを県民の皆様方にお伝えする、そのことにもなりかねない、そのように思っております。

議員や質問者が事前に答弁書をくれ、このように要求したら執行部は渡す

んですか。担当の部局はその判断で、また企画員がその独自の判断で事前に答弁書を渡す、そのようなルールが執行部のほうにあるんですか。一度、その事実関係、しっかりと御説明をいただきたいなど、このように思っています。

また、そのような答弁書は渡していないということならば、小林議員は、テレビ中継が行われているこの本会議場で、虚偽の発言をしたということになります。これはまた別の問題を生じてくると思っておりますが、いずれにしても、事実関係を御説明いただきたいと思えます。

〔高間伸夫総務部長登壇〕

○総務部長（高間伸夫） 事前に答弁書を議員に渡していたのかという御質問に対してお答えさせていただきます。

まず、議員の皆さんが代表質問ですとか、あるいは一般質問をされる際には、執行部といたしまして、議員の皆様からの質問に対して、答弁の擦れ違いですとか答弁漏れを防ぎ、議場でのやり取りをより分かりやすくするために、発言通告のレクチャーの場などを設けていただきまして、いわゆるその議員の皆様からの通告の詳細をお聞かせいただいたり、あるいは通告内容に関する県の取組状況、例えばその進捗状況ですとか、あるいは課題ですとか、今後の方向性、こういったことについて意見交換等を行わせていただいております。

ほんで、先般の小林貴虎議員とも、そういうようなレクチャーの場が当然ございまして、そこに出席をいたしました関係部局の企画員と私面談をいたしまして、事実を確認いたしました。

そうしましたら、通常の他の議員の皆さんとやると同じような意見交換をさせていただいたということで、決して答弁書をお渡ししたということは事実ではございません。

いずれにしましても、議員おっしゃったとおり、議員の皆様と建設的な議論を真摯に行っていくために、常に対話と緊張のバランスを持って、関係を持ってやっていきたいとこんなふうに思っておりますので、よろしく御理解

いただきたいと思います。

以上でございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 答弁書を渡していないということですから、それが事実とすれば、答弁書を渡していないということが事実とすれば、小林議員がこの本会議場で虚偽の発言をしたということになります。

また、代表者会議なり議会運営委員会でその辺りのところの事実関係、しっかりと議論を深めさせていただきたい、このように思うところです。

それでは、質問に入らせていただきたいと思います。

まず最初に、知事の政治姿勢であります。

また聞くのかというような顔はしないでください。機会あるごとにいろいろお伺いしてまいりましたが、知事の出处進退、今後の身の振り方について、また改めてお伺いしたいと思います。

今まで何度となくお伺いはしておりますが、今回、今までと大きく事情が変わったのが、御案内のとおり、三重県第4区の三ツ矢代議士が次の選挙には出ないと、今期で御勇退をされるということを表明されました。これで一気に、三重県内の政治状況、変わってきたと思っております。

知事はこれまで、様々な方面からの衆議院選挙の出馬の問いかけに対しまして、一貫として、現時点での出馬の意思はないという立場を繰り返して、任期を全うするんだというような意思表示をされてきた、このように思っております。

今でも、この時点でも、この気持ちには変わりはないのか、この点をまず、確認させていただきたいと思います。

今さら指摘をするまでもなく、昨年来のコロナ禍は、いまだ収束するめども立たないまま今日を迎えております。県独自の緊急警戒宣言、その後のまん延防止等重点措置等、県民生活に直接、間接、大きな制限を加える施策が続いており、とりわけ深刻な影響下にある飲食業界、観光産業をはじめ、県内経済は危機的な状況にあると言っても間違いはないと思います。

また、この9月には、三重とこわか国体・三重とこわか大会が予定をされており、さきの本会議で、知事は、国体の開会式への両陛下の御臨席をお願いするのは7月、国体開催の可否を判断するのは8月というふうな趣旨の答弁をされています。

国体開催の条件につきましては、後ほどまた改めてお伺いいたしますが、7月に鈴木英敬知事名で両陛下の御臨席をお願いし、9月の開会式にその姿がないということは、常識的に考えてあり得ない、こう思っております。また、この夏、8月を過ぎますと、いよいよ来年度の予算編成の議論が始まるわけであります。

新型コロナウイルス対策の先頭を切って、陣頭指揮を執るべき知事が、国体のつつがない開会式をまた実現する責任のある知事が、この時期、巷間言われているように、知事職を捨てて、国政へ転ずるなどということはありません。知事の改めてのお考えをお伺いしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 政治姿勢についての御質問であります。

まずは、先ほど三谷議員もおっしゃっていただきましたけれども、このたび体調不良を理由に御勇退を表明された三ツ矢代議士におかれましては、これまで南部地域のインフラ整備、G7伊勢志摩サミットの誘致や観光振興など、地元や我が国の発展のため、多大な御尽力を賜りましたこと、心から敬意と感謝を改めて表したいと思っております。くれぐれもお体を静養いただき、引き続き、ふるさとのために大所高所からの御指導を賜りたいと思っております。

さて、三谷議員から御質問のありました私の政治家としての行く末につきましては、三ツ矢代議士の御勇退の表明にかかわらず、県民の方々からも、日頃から様々なお声をいただきます。

今後、どのような政治家人生を歩むにしても、有権者の方々のお声にしっかり耳を傾けて、精進していくことが重要であると考えております。

他方、昨年10月の県議会代表質問において、三谷議員から任期を全うするのかと、本日と同趣旨の御質問いただいた際、以下のように答弁をしました。

ちなみに、議事概要によれば、三谷議員からは、この答弁について、非常に分かりやすい答弁と御発言をいただきました。

その答弁ですが、このような現状において、昨年4月の知事選挙で県民の皆様から与えていただいた任期を全うするべく、引き続き職責を果たしてまいる所存ですと答弁をいたしました。

現在においても、この答弁で述べました考えに変わりはありません。引き続き、県政の諸課題の対応に全力を尽くしてまいります。（拍手）

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） しつこいようでございますが、言われているように、この6月30日が6月定例会議の最終日、採決の日です。また7月には、恐らく新型コロナウイルス感染症関連でまた補正予算を審議するような本会議があるというようなことも、巷間言われております。

こういう時期に、知事のほうから職を辞するというような御発言はないというふうに信じていいのを、もう一度念を押ささせていただきたいのと、9月の三重とこわか国体の開会式には、鈴木英敬知事が御出席いただくということを感じていいのか、その点、もう一度お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 前段のところにつきましては、先ほど言いましたように、現在においても、さきに答弁で述べました考えに変わりはありませんと。引き続き県政の諸課題の対応に全力を尽くすということでもあります。

それから、三重とこわか国体の御臨席を依頼する件ですけれども、少し、事実関係をもう少しちゃんと説明させていただきますと、この夏に提出を予定しています、いわゆるおとりなし書は、天皇陛下に直接お願い申し上げるものではなく、開催県である三重県の知事が、行政機関の長として、宮内庁長官に対し、天皇陛下の三重県への御来県について、おとりなし、おとりなしは、辞書によれば仲介をお願いするものであります。

こういう位置づけであるということをも十分御理解いただいた上でということでもありますけれども、お迎えする人と依頼する人が同一であることが望ま

しいというのは、私ももちろん同意見でありますし、私としては、そのような思いで万全の準備に当たっているところであります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） もうこれ以上はお伺いはしませんけれども、ぜひ9月定例月会議で、再び知事とここで相まみえることを信じて、この項は終わらせていただきたい、このように思うところでございます。

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催について、少しお伺いしたいと思えます。

9月25日の三重とこわか国体開会式まで、残り3か月余りとなりました。

7月23日から始まる東京2020オリンピック・パラリンピックまでは1か月余りということで、厳しい感染状況の下での実施が危ぶまれてはいますが、国のほうは何としても東京オリパラ開催をするという姿勢を崩してはおりません。

6月20日に一応の区切りをつける緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の推移が注目されるところですが、5月の連休をにらみ、短期集中で感染拡大を阻止するとの触れ込みで始まったのは御承知のとおりですが、2度の延長、地方への波及、当初目的を果たせずに今日に至っております。

英国型、インド型などの変異株の急速な増加など懸念材料もこれありで、6月20日以降、規制を緩めると、一月後には再び拡大する、リバウンドするとの識者の御指摘もあり、予断を許さない状況が続いております。

本県におきましても、6月20日まで、四日市市にまん延防止等重点措置が適用されておきまして、その後の対応はまだ決まっていないということのようです。

県民の間では、東京2020オリンピック・パラリンピックが中止になれば、とても三重とこわか国体できないよね、こういう声が聞こえてきております。

知事は、さきの提案説明で、本大会の開催可否については、去る3月25日、三重とこわか国体・三重とこわか大会新型コロナウイルス感染症防止対策基本方針を策定し、いつの時点で、どのような状況になった場合に開催可否を

検討するのか、その考えをお示ししておりますと、このように答弁をされております。

そこで、改めて感染防止基本方針、これを読ませていただきました。その中の開催可否検討のための基本的な考え方では、以下の状況が生じた場合、大会開催可否について協議するということになっておりまして、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令またはまん延防止等重点措置が公示された場合など、七つのパターンが例示されております。

それを全部読ませていただいて、特に気になったところ、少しお伺いしたいなと思います。

まず第1は、措置区域についてですが、全国が緊急事態措置区域になった場合は中止を視野に入れた判断をする、これは当たり前の話であります。

三重県以外の都道府県が緊急事態宣言措置区域となった場合として、首都圏、関西圏、生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県などが対象地区になる場合も中止を視野に入れて判断をすると、こういうことですね。それでは、首都圏、関西圏、愛知、岐阜以外の県が緊急事態措置区域になった場合はどうされるのかということですか。

また、最近の報道によりますと、6月20日以降、東京と大阪にはまん延防止等重点措置をこのまま適用するんだという話が出てきておりますが、緊急事態宣言措置区域ではなく、まん延防止等重点措置区域に指定された場合はどうされるのか、この点を教えていただきたいなと思います。

二つ目は、医療体制の問題です。

基本的な考え方では、三重県内医療機関の新型コロナウイルス感染症受入れが対応不可となるおそれのある場合は中止を視野に入れるということですが、全国から3万1000人の選手団や関係者から来県される中で、新型コロナウイルス感染チェック、予防、万が一の場合の病床や重症者用病床の確保など、現在ですら大きな負荷がかかっている本県の医療体制を顧みるとき、どのような指標で、どのような水準ならば開催可能なのか、あらかじめ県民の皆様方にお示しをする必要があると思いますが、いかがなんでしょうか。

それから三つ目は、選手団の参集が困難な場合として、申込み済み参加都道府県数の4分の1以上、予備会の開催及びその代替手段による選手選考が困難な場合として、予備会の3分の2程度に影響した場合が考えられると言われておりますが、じゃ、4分の1未満、3分の2に至らないような場合はどうするのかと、どのような判断にするのか。少しでも、これを少しでも下回っていれば開催をするということなのかどうか、この点もお聞かせいただきたいと思います。

そのほか、県外から来訪される皆様へと、また選手の皆様へ、観客の皆様へというこの項では、検温、マスク、飛沫防止、ソーシャルディスタンスなど一般的な予防措置の遵守が求められております。

しかし、状況によっては、観客の人数制限、選手団や関係者など本県にいられた方々の移動制限、接触制限、こういうことも考えなければならぬと思いますし、選手団と一般の方々のゾーニング、これはこの間、話が出ておりましたが、そういうゾーニングも大事ですが、そもそもその会場内外での人流そのものにもブレーキをかける施策が必要ではないかと思いますが、お聞かせいただきたいと思います。

また、選手団や関係者にPCR検査を求めるということでございますが、それじゃ、いわゆる陰性証明まで求めるのかどうか、この必要性はどうかということも教えていただきたいと思いますし、どの範囲まで選手団、関係者、それ以外にどの範囲まで、例えば会場の内外でお手伝いをいただくボランティア、そういう方々にも求めるのかどうか、この点も教えていただきたいなと思っています。

それから、感染拡大を防ぐには、ワクチン接種が一番大きなウエートを占めているというお話でございます。現在の接種ペースでいきますと、9月中旬以降ですと、相当数、若い世代を含めて、65歳未満の方々にも行き渡っているのではないかなと思いますが、選手含めて、来県される方々にワクチン接種、これのお願いをするのかどうか、このことも教えていただきたいと思います。

いずれにしても、3か月前です、そろそろ県民の皆さん方に、こういう基準で、こういう水準ならば開催しますよ、これを達成できなければ開催できませんよというその指標をきちっと説明する時期に来ているのではないかと思います、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 国体の参加可否基準につきまして、5点ほど御質問いただいたと思います。順次答弁申し上げます。

まず1点目、開催可否における緊急事態措置区域の考え方についてですが、大都市圏や近隣県が対象となった場合につきましては、人口規模や生活文化圏の共有状況などを考えますと、三重とこわか国体・三重とこわか大会に与える影響が大きいことから、中止も視野に入れて開催可否を検討することとしています。

一方で、その他の地域が対象になった場合については、検討しないということではなく、その他の地域にあっても、まん延防止等重点措置区域も含め、両大会に与える影響を勘案し、開催可否を総合的に判断することとしています。

次に、選手団の参集、予選会の開催及び代替の選手選考が困難な場合の、いわゆる4分の1、3分の2の考え方についてですが、実は、これ、日本スポーツ協会の定めます、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針に同様の規定がありまして、この規定を県の方針にも取り入れているということでございます。

これは、国体の開催基準要項におきまして、3分の2程度の競技が実施できない場合は大会を中止すると規定していることでありますとか、競技会において、4分の1以上のチームが欠場した場合は、競技会成立が困難な場合があることなど考慮し、定められたものと聞いています。

このため、規定上は4分の1、3分の2に達しなければ、基本的には可否検討を行う必要はないものということではありますが、しかし、数値に達し

ていないからといって一律に検討しないということではなく、こうした規定の水準にまで実績値が近づいております場合は、他の検討項目の状況が悪化している可能性もあるため、当該項目も含め、開催可否を総合的に検討する場合があります。

また、観客の人数制限についてですが、三重県指針に定めるイベントの開催基準や、中央競技団体が定めるガイドライン等に従って対応することとしておりまして、直近の指針等で規定されております定員の50%以内の収容人数とするよう、既に一定の人数制限は行っておりまして、実際には多くの競技において一般観客の収容人数について、指針を上回るより厳しい制限をかけています。

例えば伊勢市のバドミントン、卓球が行われる三重県営サンアリーナでは、固定席が約5000席ございますが、新型コロナウイルス感染症対策として、一般観覧者の座席数は約800席としているところです。

加えまして、6月7日に改正しました三重とこわか国体競技会における新型コロナウイルス感染防止対策ガイドラインにおきまして、競技や競技会場の特性上、動線の分離が困難であるなどの状況が見込まれる場合、無観客とすることも妨げないとする規定を設け、十分な対策が取れない会場にあっては、例えば伊勢市の相撲競技なんですが、無観客とするといった対応を既に取っているところです。

さらに、選手につきまして、PCR検査等のお話がありました。

選手は、競技中、マスクを着用することができません。また、身体的接触を避けられない柔道やレスリング、ラグビーなどの競技もあります。こういった競技につきましては、よりリスクが高い状況にあります。選手の安全を守るため、また三重県内及び選手などが、それぞれの県に帰っていくことによって他県への感染拡大を防ぐため、選手や監督等の選手団と競技会の運営上、マスク着用等の対策ができない状況で業務を行う審判などを対象に、県内の方は参加前、県外の方は来県前に、それぞれPCR検査を受けていただくことを参加条件としたいと考えておりまして、現在、陰性の確認方法な

ども含めまして、詳細な制度設計を日本スポーツ協会と協議しているところ
です。

今後、このPCR検査の実施と併せまして、検査後、一定の行動制限を求
める規定をガイドラインに盛り込むこととし、検査後の選手につきまして、
感染懸念のある場所等に立ち入らないよう選手の自覚を強く求め、必要な行
動制約の遵守に努めていただくようにしたいと思っています。

なお、ワクチン接種につきましては、全国のワクチン接種の進捗状況や個
人の接種の意向によるところもありますので、現時点で参加条件とすること
は難しいのではないかと考えています。

引き続き、今後の感染状況や各種指針等の内容、東京2020オリンピック・
パラリンピックやその他大規模スポーツイベントの状況などを注視し、開催
可否検討に当たりましては、適宜必要に応じて、開催可否検討項目の追加で
ありますとか、項目ごとに開催を困難とする根拠をより一層引き続き明確化
するなどの努力により、適切な判断ができますよう、また、県民の皆さんの
一層の理解が進みますよう取り組んでいきたいと考えています。

また、最後になりましたが、医療体制の対応が難しい場合とはどういうこ
とかということについてです。

県内医療機関の新型コロナウイルス感染症受入れが対応不可となるおそれ
がある場合という項目を設けておりますが、現在、その判断に必要な根拠や
考え方を整理するため、例えば病床使用率でありますとか、直近1週間の人
口10万人当たり新規感染者数などの指標や開催可否の検討を行うべき水準に
ついて、医療保健部と今協議を進めているところです。

しかしながら、一定の根拠や考え方を整理する上では、現状の各種医療の
逼迫度合いを表す指標をよりどころとしつつも、一律に基準値を上回った、
下回ったからとして可否を機械的に判断していくことが適切と言えるかなど
については、慎重に検討していく必要があると考えています。

また、中止や延期の検討に当たっては、できる限り早期の判断を心がけつ
つも、その時期が早ければ早いほど開催日まで時間があることから、その間

の感染状況に影響をもたらすプラスの要因、マイナスの要因、様々なその振れ幅もやはり大きくなります。その場によつて的確な判断を難しくするとといった事情もあります。

いずれにいたしましても、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催によつて県内の医療体制に逼迫をもたらすことがあつてはならず、あくまで県民の皆さんの命と健康が守られた上で、開催の準備を進めていくべきことに議論の余地はないことと承知しております。

このことを十分承知した上で、開催可否の検討に当たっては、先ほども申し上げましたが、緊急事態宣言などの発出状況にも留意しながら、引き続き医療保健部との協議をさらに進め、医療面における開催可否判断に必要な考え方をできる限り早期に整理した上で、適切に判断ができるようにしていきたいと考えています。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 時間があんまりありませんので、1点確認させていただきたいと思いますが、まず、医療体制の話ですが、一定の水準を県民の皆様方にあらかじめ明確にして、機械的にやるのはどうだこうだとか、今おっしゃいましたけれども、ある意味、きちつとその水準に達するか達しないかというような分かりやすい判断基準を県民の皆様方にお示しをして、そのとおりにやるということが、県政に対する信頼を確保することになると思いますが、機械的にやることに対してはやはり抵抗があるということなのか、それが1点。

それからもう一つ、PCR検査を求めるということですが、陰性証明はこれから検討ということですが、やはり陰性証明があつて初めてPCR検査を受けた、求めるだけではなくに、受けたその結果が明らかになるんだと思うんですが、その2点、ちょっと教えてください。

○副議長（稲垣昭義） 答弁はこちらで。

〔辻 日出夫地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長登壇〕

○地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長（辻 日出夫） 2点御質問

いただきました。

1点目、まず、機械的に判断するという話ですけれども、あくまで原則は、客観的、合理的基準を示していくということが大事だと思っておりますので、まずはそれを大原則としたいと思います。

ただ、どういった状況が今後出てくるかというのは、想定し得ない要因もあると思います。そういった部分を一切排除するというにはならないと思っておりますので、そういった部分を加味しつつも、想定しつつも、あくまで原則はそういった客観的、合理的基準をできる限り明確化していきたいというのが1点です。

それから、陰性証明についてですけれども、実は、2万5000人にわたる選手の陰性の確認作業というのが、今後誰にやらせるのかということも含めまして、今詳細な制度設計を詰めておるところではございますが、いずれにしても、膨大な確認作業にはなりますので、これを限られた72時間以内にやって、来県前に備えていくという部分については、一切今まで、誰がやるにしても、経験もない中でやっていただくことにはなりますし、全国の派遣団体などをお願いすることにはなりますので、そういった事務負担も考慮しながら、できる限り合理的で、事務負担の軽い、少ないやり方を考えていかなければならないと思っております。そういった面で、陰性証明をどういう形で担保するかということについては、今後検討課題としたいと思います。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） いずれにしても、県民の命、健康、これが第一の課題ですから、これを守っていくためにどうするのかという観点から、ぜひこれからも進めていただきたいとお願いさせていただいて、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

DXです。

田中局長、よく三重県にお越しいただきまして、ありがとうございました。なかなか厳しい関門をパスして、無事登用されたということで、田中局長の

経歴を見ますと、国の中央や地方でいろいろ伝道師だとか、いろんなことで活躍をされておりまして、その豊富な知見、経験をぜひこの三重県のDX推進のために生かしていただきたいなと大いに期待いたしておるところです。

その上で、幾つかお伺いしたいと思います。

田中局長は、この4月1日に本県のCDO、Chief Digital Officerに御就任をされて、そのプレスリリースを拝見しますと、ジェンダー平等を礎としたダイバーシティ・アンド・インクルージョンと地域循環共生を前提として、子育て世代も高齢世代もみんなが暮らしやすい寛容な社会づくりに向けて、あったかいDXを推進していきたいと考えていますと、こう書いてあるんですね。

何が書いてあるかさっぱり分かりません。ちっともあったかくないというか、県民の皆様方に理解してもらいたい、ちゃんと自分の思いをしっかりと伝えたいという、そういう気持ちがなかなか伝わってこないと思います。

ちょっと辛辣な言い方か知りませんが、自己満足で言葉を並べておられるなら、一般の県民の方々が分かるような言葉で、もう一度書き直していただければな、こう思います。

次に、ここで出てくる、あったかいDXについてお伺いしたいと思います。

局長は、DXとはと題して、このように説明されています。

DXとは、あらゆる人々が家庭・職場・地域それぞれのDXによって、新しく何かにチャレンジができる時間を創出できるようになる、そういう存在であるべきと考えています。それがあったかいDXです。これもちょっと日本語としては翻訳が要るのかなと思います。

ここで改めて局長の言う、あったかいDX、これは何ですか。教えていただきたいと思います。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） それでは、あったかいDXとは何か、分かりやすい言葉で御説明をという御質問に対しまして御答弁をさせていただきます。

県では、みえ県民カビジョン・第三次行動計画において、目指すべき社会の姿を、三重県らしい多様で包容力がある持続可能な社会とし、その実現に向けた取組を推進しています。

私が3月の就任会見において述べた、子育て世代も高齢世代もみんなが暮らしやすい寛容な社会とは、三重県らしい多様で包容力ある持続可能な社会と同じ方向を指す言葉と考えております。

また、そうした社会を実現するためには、お互いの違いを価値と認め合い、多様性を受容するジェンダー平等、ダイバーシティ、インクルージョンを進め、地域の自立的かつ持続的な発展につなげる地域循環共生が必要であると考えており、そのことは、第三次行動計画の考え方と同じものと認識しております。

この目指すべき社会の実現に向け、デジタル社会推進局の実現したい未来として、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県を掲げ、それを実現するために果たすべき使命として、みんなの想いを実現する「あったかいDX」と設定をしています。

新しいこの時代を、県民の皆様にご自分事として捉えていただくために、あえて県が県民の皆様にごデジタル社会をどう提供するのかということを示すような言葉、例えば透明性であるとか、公平であるとか、安心といった提供する側の言葉にはせず、県民の皆様一人ひとりと一緒になってデジタル社会を形成していく、そういった意味を込めまして、みんなの想いを実現する「あったかいDX」という言葉としております。

また、DXは多義的な用語ではありますがけれども、DXを端的に言い表すとすれば、デジタルを活用することにより、時間短縮や付加価値の向上を実現することではないかと考えています。

例えば、ネットサービスを活用し、これまでよりも簡便に早く資金を調達することによって思いを実現できたり、書類をインターネット上で共有しながら、同時に作業することによって、大幅に業務時間を削減できた結果、これまで時間が足りなくて、調整し切れなかった領域の仕事に取り組むといっ

た思いが実現できたりと、あらゆる時間短縮が積み重なっていくと、県民の皆様の方に余裕が生まれ、家族や恋人との時間や趣味の時間、学びの時間として活用できるようになり、幸福実感が向上していく、それこそがあったかいDXであるというふうに考えております。

そのため、三重県におけるデジタル社会の未来について、県民の皆様と一緒に考え、行動に移していただくための方向性を示す、みえDXビジョン（仮称）を年内をめどに策定したいと考えています。

加えて、幅広く県民の皆様からアイデアを募集するために、みえDXアイデアボックス（仮称）を運用するとともに、DXに関する相談を気軽にできるよう、みえDXセンター（仮称）を設置します。

これらの取組を丁寧に、スピード感を持って進め、誰もが住みたい場所に住み続けられる三重県を目指して、県民の皆様がデジタルを活用していただくことで、みんなの想いを実現する「あったかいDX」を推進し、三重県らしい多様で包容力のある持続可能な社会の実現に向けて、全力で取り組んでまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） お話をお伺いしました。

国のほうは、人に優しいDXというんですね、総務省なんかの話を聞いていますと、人に優しいDX。田中局長はあったかいDX。あったかいとか、人に優しいとかってこういう言葉が頻繁に出てくるというのは、僕は素直にうさんくさいなと思うんですけども。あったかいDXでも、それはそれで結構かと思えます。

経済産業省のDX推進ガイドラインの定義によりますと、DXというのは、企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること、こういうふうに経済産業省は規定しています。

言い換えれば、DXの目的は、新たなサービスの展開とその向上に向けて

組織内の情報の伝達と蓄積の方法を変え、組織の人間行動とこれに付随する権限と責任の構造を変革すること、こういうことだそうなんです。

こういうことは、自治体に詳しい学者の言葉を借りますと、DXは自治体組織の権限と責任の構図の変革を通して、職員が担う職域自体を変え、最終的には地方公務員に求められる資質の変化とそれに対応した人材の育成の在り方を求めることになると、こういうことだそうなんです。

2018年7月にありましたが、総務省の自治体戦略2040構想研究会の第二次報告では、このような環境変化に対応して、自治体が住民サービスを持続的かつ安定的に提供していくためには、AI、人工知能ですね、AIやロボティクスによって処理することができる事務作業は全てAI、ロボティクスに任せ、職員は職員でなければできない業務に特化することが必要であると、このように提言をしています。

つまり、DXは、局長がおっしゃる、新しく何かにチャレンジできる時間を創出するというにとどまらず、組織の権限と責任、さらには職域の構図の変革、これにつながってくるんだ、このように言っているわけです。

局長は、三重県のCDOです。本県でのDXの推進が、あったかいか冷たいか別としまして、三重県という自治体組織にどのような変化をもたらすのか。一般に言われていますように、自治体における権限と責任、職域の構図、人材の育成の在り方、この変革を求めるのかどうか、それをもたらすのかどうか、改めてお考えをお伺いしたいと思います。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） それでは、DXの推進が、三重県という自治体組織にどのような変化をもたらすのかといった御質問に関しまして御答弁させていただきます。

行政におけるDXとは、人口減少に伴い生産年齢人口が減少し、行政の担い手が減少していく中であって、多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応していくために取り組まれるものであり、具体的には、デジタルを活用した業務の効率化と県民サービスの質の向上を目指すものです。

社会全体のDXに加え、こうした行政のDXを強力に推進するため、今年度、私が最高デジタル責任者に就任し、実行組織としてデジタル社会推進局が設置されたところであり、DXの取組は、今まさにスタートラインに立ったところです。

行政のDXを進めるには、職員自らが主体的にDXに取り組むというマインドの醸成やデジタル技術の持つ可能性についての理解、デジタル技術を個々の業務に活用していくためのスキル等の習得、そして、業務の効率化や県民サービスの質の向上を実現するデジタル技術やツールの積極的な活用が大切だと考えております。

このため、今年度は、人材育成について求める人材像と能力要件、具体的な育成プログラムの策定に向けた検討を進めるとともに、迅速な情報共有や意思決定を可能とするコミュニケーションツール・情報基盤の在り方についても検討を進めており、一部については、デジタル社会推進局内で試行し、効果や課題について検証を行っていくこととしています。

今後、おおむね2年間をめどに、業務の標準化、行政手続きのオンライン化といった業務の効率化と県民サービスの質の向上に向けた具体的な取組を進めつつ、これらの取組の前提となる人材育成やツール・情報基盤の整備にも注力し、職員一人ひとりがDXに主体的に取り組むことができるような礎を築きたいと考えています。

こうした行政のDXが進んでいきますと、職員間や県民・事業者の皆様等とのコミュニケーションの在り方が変わるとともに、意思決定のスピード、在り方も変わり、これらの変化は、組織の在り方に影響を与えるものと考えています。

DXを進める上では、縦割り意識が強い組織ではなく、柔軟で臨機応変な対応ができる組織のほうがより親和性が高いと言われてはいますけれども、組織の在り方については、県庁におけるDXを着実に進めていく中で、必要に応じて県庁全体で議論していくべきものと考えております。

[40番 三谷哲央議員登壇]

○40番（三谷哲央） 組織の在り方については、県庁全体で議論をしていくんだというお話ですが、そのときの中心的な役割というのはデジタル社会推進局が担うんですか。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） CDOとして、受け身ではなくて、県庁の組織の在り方も含めて議論をリードすべきというふうにも考えておりますけれども、県庁の組織の在り方については、私自身が所掌しているものではありませんが、DXを推進するために必要な提案や助言については、積極的に行っていききたいというふうには考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 一番分かりにくいのは、デジタル社会推進局の責任と役割なんですよ。一体、デジタル社会推進局が、この県庁の中でどんな役割を果たして、どんな責任を持つのかというのが、いまいちよく見えない。

国のほうがデジタル庁を設けて、それに合わせてデジタル社会推進局を県が設けて、それはそれで結構ですけれども、やはりこういう組織というのは、責任と役割というのが県民の前で明らかでないといけない、こう思います。

その点がいまいちよく見えないので、簡単で結構ですから、局長のほうから、デジタル社会推進局の責任と役割は何だということをちょっとおっしゃっていただけませんか。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） デジタル社会推進局の役割や権限につきましては、今まさに整理を進めているところでございまして、今月中に、また知事や副知事と相談をして決めていくということで、現在、まさに進めておるところでございますので、また必要に応じて御報告させていただければというふうには考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 責任と役割が明確でない組織をこの県庁の中に新たにつくったということは、県民から見れば、全く理解ができない話だと思います。

とはいえ、あんまり時間がないので、これ以上は言うておれませんが。

本当にそういう県民から見たときに分かりにくい組織を、しかもこれからの時代を考えたときに、大きく県内の、県庁の中の組織や、そういうものが変わっていくその主導的役割を果たさなければいけない部署が、いまだに権限、役割が明確でないというのは、僕は本当に不本意だと思います。早急に明確にさせていただきたい、このことをお願いしたいと思います。

それからもう一つ、DXを推進するのは、知事の言葉も、今までこの本会議でも聞いていましたが、いかにも将来はばら色だと言わんばかりの話が次々に出てきております。しかし、本当にそうなのかということなんです。

総務省の令和元年版の情報通信白書、これを見ますと、DXをどんどんどんどん推進していくと世界の労働分配率が変わってくると指摘しているわけです。

つまり、高スキルの労働者のときには、どんどんどんどんと、さらにそのところの収入も含めて厚みが増してくるけれども、中スキル、低スキルの労働者というのは、ますます落ち込んでいく。つまり、この社会の中の分断と格差、これを広げていくと、こういうことが言われています。

労働分配率というのは、今さら言うまでもないですけども、それぞれの労働の付加価値をどう分配していくかということでありまして、言わば、それぞれの賃金がどう動くのかということです。

しかし、また、低スキル、中スキルの方が高スキルのほうに移動ができる、こういうことが容易な社会になればいいんですが、DXの社会というのはそれがますます困難になってくる社会だと思っています。

このことは、県庁だけではなしに、社会全体がこのように変わっていくということなんです。局長としては、こういう社会の大きな変革、しかも当然痛みを伴う、しかし政治や行政というのはそういう痛みを最小限にしてソフトランディングをさせる、それが役割なんです。そういうことについてはどういうふうにお考えですか。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） それでは、DXの推進により生じ得る課題について、どう乗り越えていくのかといった御趣旨の御質問につきまして御答弁させていただきます。

議員が御指摘のように、世界に目を向けますと、デジタルだけが原因ではないものの、社会の分断が進んでいる事例や格差が拡大していると思われる事例もありまして、三重県において、デジタル社会形成を進めるに当たっては、このような諸外国の経験を踏まえる必要があると考えております。

一方、企業や組織においてDXが推進されることによって、業務の効率化が進むだけではなく、一人ひとりの労働者が能力を有効に発揮できる環境の創出につながることも期待されます。

例えば、子育ての合間にネットサービスを通じてスキルを生かした仕事をする事で所得を得られたり、高齢者が電動アシストスーツを着用することで、いつまでも農業に携わることができるなど、DXの推進により新しい働き方の可能性を広げる事例もあります。

現在、我々が生きているこの時代は、非常に変革のスピードが速い社会となることが想定されており、誰一人取り残すことなくこの時代を生き抜いていくためには、デジタルの得意・不得意にかかわらず、全ての方々共通の言葉と共通の認識を持ち、それぞれが自分事としてDXを捉え、行動に移してもらえよう機運の醸成を図ることが必要と考えています。

このため、県としては、年内に策定予定のみえDXビジョン（仮称）について、県内各地で開催するワークショップやデジタル社会に向けて幅広い意見を募集する、みえDXアイデアボックス（仮称）などにより、しっかりと県民の皆様の声を聴きながら、三重県が取り組むべきデジタル社会についてまとめ上げていきたいと考えています。

三重県における社会全体のDXの推進は、三重県が抱える地域課題の解決や今後の経済成長にもつながるとともに、制度や政策、組織の在り方等をそれに合わせて変革していくことにもつながると考えています。

一方、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会の実現は並大抵のこ

とではないと認識しています。

このため、デジタルを最大限活用しつつ、各部局の取組とも連携し、県民の皆様をはじめ、様々な主体の理解や協力を得ながら、しっかりと取り組んでまいります。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 局長の御答弁を聞いていますと、何かデジタルビジョンをつくるのが当面の仕事だというふうに関心して聞いてきます。

権限と責任が明確でないところでビジョンだけつくるのであれば、それこそ有識者会議かなんかでつくればいい話であって、わざわざ何とか局というのを新たに設置してまでやる必要があるのかどうか、基本的な疑問を覚えるところでございます。

1点、また聞かせていただきたいと思いますが、脆弱性についてちょっとお伺いしたいと思います。

今日の新聞にも少し出ていましたが、今年2月から3月で、みずほ銀行でシステム障害があつて、大変な混乱が起きたというのは御記憶のところがありますし、また、少し古い話ですけど、去年の10月に、東京証券取引所でもシステム障害が起きて、丸一日、日本の金融市場の要であるべき場所が止まってしまったということでもあります。

また、この5月には、アメリカの重要なインフラである石油パイプラインが、サイバー攻撃を受けて停止して、一説によれば4億8000万円の身代金を払ったという話もありますし、この6月には、ニューヨーク・タイムズやイギリスのファイナンシャル・タイムズ、また日本の日本経済新聞とか読売新聞とか、こういう主要メディアのサイトが見られなくなったり、日本の金融庁や環境省のサイトも一時閲覧ができなかったと。

また、アマゾン、楽天などの通販サイト、ここも大きな影響が出たというような話もございますし、この世界的な話ばかりじゃなくて、この三重県でも、この6月7日、8日にアクセスしようと思つてもつながらなかった。いまだにこれについての原因とか対応、それについての説明は一切我々は受け

てはおりませんが、こういうことは決して他人事ではないということがあるわけです。

ですから、DXというのは非常に有効な手段ではあるかも知れませんが、一方に、非常に弱い部分、脆弱性も持っているということなんです。こういう脆弱性と隣り合わせの社会、これをどう進めていこうとするのか、お考えをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

〔田中淳一最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長登壇〕

○最高デジタル責任者兼デジタル社会推進局長（田中淳一） それでは、システム等への依存が高まると、社会に大きな弊害が起きるんじゃないかといった御質問だと思っておりますが、そちらについて御答弁させていただきます。

近年、情報システムやネットワークは、社会インフラとしてなくてはならないものになっておりまして、障害の発生により、社会に大きな影響を与えるケースが増えてきているものと考えております。

したがって、DXを推進する際には、利便性を追求する一方で、サイバー攻撃やシステム障害などに備えたセキュリティ対策についてもセットで考えることで、様々なリスクをできる限り低く抑えていく必要があると考えております。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 当たり前のことを、当たり前の御答弁をいただきました。セキュリティ対策をしっかりやっていると、当然のことです。それがうまくいかないから、世の中なかなか回っていけないんだということの御認識をぜひ持っていただきたいと思います。

時間ありませんが、最後、地元ネタで、道路の話、県土整備部長にさせていただきます。

桑名市の周辺、今工場団地の進出がどんどん今進んでおりまして、新たにあの多度町総合支所の前も30ヘクタール、新しい団地を造ろうということで今動いております。

多くの企業からお問合せいただいておりますが、1点必ず問題になるのが、

道路のアクセスの話であります。その工業用地に行こうとする県道御衣野下野代線、また県道四日市多度線、それぞれ前々から大きなネックの部分がありまして。

昨日も、桑名市の副市長から、めどを聞いてくれと言うんです。つまり、企業からお問合せがあつて説明するときに、いつ頃までにはこれは解決しますよというめどをぜひ聞いてくれという厳命を受けて、ここに登壇させていただいております。

水野部長の答弁書とは少し内容が違うかも知れませんが、めどを教えてくださいたいと思います。

○副議長（稲垣昭義） 答弁は簡潔に願います。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（水野宏治） 県道御衣野下野代線と県道四日市多度線のめどについてお答えさせていただきます。

まず、御衣野下野代線でございます。

現在、測量設計、そして年内に事業計画の説明、そして用地測量に着手するという状況でございます。

通常であれば、用地着手後、大体10年ぐらいでできるというようなところでございます。地元の協力を得て、そのスケジュールを少しでも前倒しできるように頑張っております。

続きまして、四日市多度線でございます。

ここにつきましては、昨年度、用地測量、建物調査、そして、今年度は用地取得を進めるという状況でございます。

これについても先ほどと同じでございます。用地取得は始まったばかりでございます。地元の協力を得て、なるべく早く進めてまいりたいと思っております。

なお、国道421号と接続する星川の交差点につきましては、改良工事が年内に完成する予定でございます。

〔40番 三谷哲央議員登壇〕

○40番（三谷哲央） 四日市多度線、星川の交差点のところ、あそこだけ改良されても、その途中の嘉例川地内のところが狭くなっていると、大型車両の対向ができないということにもなりますので、早期にぜひお願いをしたいと思ひますし、御衣野下野代線、拡幅等、地元も協力しながら進めておりますので、ぜひ一日も早い改良、ぜひお願いしたいと思ひます。

まだ桑部播磨線等、いろいろ聞きたかったんですが、もう時間がありませんので、要望だけにさせていただきますが、桑名市にとりましては非常に重要な道路です。都市計画道路ですが、金もかかると思ひますけれども、真弓理事御在任の間にしっかりと見通しをつけていただくことを心からお願い申し上げまして、最後の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（稲垣昭義） 本日の質問に対し、関連質問の通告が2件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時21分休憩

午後3時30分開議

開 議

○議長（青木謙順） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（青木謙順） 県政に対する質問を継続いたします。

最初に、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 稲森稔尚議員。

〔21番 稲森稔尚議員登壇・拍手〕

○21番（稲森稔尚） 伊賀市選出、草の根運動いがの稲森稔尚です。

まちづくりとしての流域治水への考え方についてということで、緊張感ある議論をさせていただきたいと思います。

知事、私は、知事のことをずっと大きなライバルだと思って追いかけてきたんですけども、9月だったら、議論できないかなという思いもあったので、今日、ここへ登壇しましたので、よろしく願いいたします。すごく寂しいです。よろしく願いします。

流域治水ということなんですけれども、一言で言いますと、従来の洪水を川の中で閉じ込め、流すという河川治水という考え方に対して、川の中の対策だけではなく、川の外での対策を重視し、氾濫したとしても人命を守ることを最優先に、甚大な被害を抑えることを目的とするもので、河川管理者のみならず、部局横断で自治体や住民や事業者が協働して取り組んでいく総合力こそが求められていると思っています。

その上で、流域治水という考え方、理念に対して、うちの部ではこんなことが取り組まなければいけないというイメージを、各部の皆さんに共有していただくということが大切だと思っています。

その上で伺いたいんですけども、子ども・福祉部と農林水産部に伺いますが、部の中で流域治水という言葉聞いてイメージすること、取り組めること、どういうふうなことが挙げられるか、それぞれお答えいただきたいと思います。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 今のお尋ねについてですけれども、大変認識不足で申し訳ありませんけれども、今、私どもの子ども・福祉部として、どういったことが申し上げられるかというところについては、私の認識が不足しておりましてお答えしかねます。恐れ入ります。

〔更屋英洋農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（更屋英洋） 現在の農林水産部では、三重県における流域治水プロジェクトの全プロジェクトに参画しており、プロジェクトごとにその取組内容は異なりますが、例えば、森林整備、治水事業、利水ダムの活用、

田んぼ等の活用に取り組んでおります。とりわけ、田んぼ等の活用につきましては、流域治水の考え方にに基づき、農村地域の防災・減災対策の一つとして、田んぼダムの効果的な活用と取組のさらなる拡大を進めていきたいと考えています。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 流域治水への転換ということについては、私から2016年6月に一般質問を实はしています。

早くから条例制定を行っていたのが、滋賀県の取組やダムや河川整備だけでは洪水は防ぎ切れないということを前提にした2015年の水防法の改正というものを踏まえたものです。

議事録を読み返してみますと、部局横断、そして県民参加で取り組むことが必要であることから、県全体の流域治水への理念を掲げて、具体的な施策に発展させるべく、流域治水条例の制定を求めたところです。しかしながら、当時の県土整備部長からは、滋賀県と同様の目的や理念は、それぞれ県民力ビジョンに記載されているので、それに沿ってやっていくという趣旨の答弁でした。

今、農林水産部や子ども・福祉部に、緊張感ということで突然お伺いして大変恐縮だったわけなんですけれども、これから、例えば、子ども・福祉部で言えば、土地利用、高齢者施設をどういうふうに規制していくかとか、かさ上げしていくかとか、避難させるかということが、例えば、必要になってくるわけなんですけれども、全部局で横断的に取り組んでいただく、その理念の共有というのが、この条例制定で、より進みやすくなるのではないかと、取り組みやすくなるのではないかという思いで尋ねました。

やはり、この流域治水は、まちづくりであるという理念なしにやらなければ、今、国が主導して流域治水プロジェクトを進めていただいているということなんですけれども、資料を見ると、これが各部局の取りまとめになってしまわないかなど、何か進めていく、これからを見据えた計画やプロジェクトというか、ビジョンということではなくて、ただの取りまとめになってし

まわらないかということ、非常に不安を持っています。

そのことを含めて伺いますが、条例制定ということも踏まえ、今後の方向性について、県土整備部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。併せて、県の主導の下で、市町、地域と連携、協働してやっていかなければならないのは、北勢地域から東紀州地域にかけて、住民のより身近なところに数多くある二級河川、県が管理しているようなこういう中小河川、こういうところの流域での取組についても急ぐ必要があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

〔水野宏治県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（水野宏治）** 流域治水の今後の取組についてお答えさせていただきます。

流域治水につきましては、今年3月に9水系で、流域治水プロジェクトが策定されたところでございます。また、5月には、流域治水の関連法が成立したところでございます。そして、御指摘の二級河川につきましては、今年度内に全て流域治水のプロジェクトを策定するという予定になっているところでございます。これは全国の目標でございます。

流域治水につきましては、非常に幅広い概念となっておりますが、お話もございました河川管理者以外の方々に、公共、民間、地域住民の皆様を含めて、いかに協力していただくのが重要なポイントであると考えております。例えば、分かりやすい取組は事前放流であって、三重県では3月までに、最大で全体で7910万立米の容量を新たに確保したところでございます。こうした分かりやすい取組といったものについて、この二級水系の流域治水プロジェクトの策定に当たっては、共通の課題として検討し、県民の皆様にお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

また、条例制定という御指摘もございました。

この二級水系の流域治水プロジェクト、まずは、このプロジェクトの中身をしっかりと検討することが重要であるというふうに考えております。その上で、御指摘のように必要であれば、対応していきたいというふうに考えて

いるところでございます。加えて、この流域治水につきましては、今後、気候変動を踏まえた流量増といったものに対して、どのように対応するのかといったことが非常に重要になってくるというところでございます。一級水系で立てたプロジェクトについても、この気候変動を踏まえて、プロジェクトを見直していくといったような作業に進んでいく形になります。

こうした動きも見ながら、全体として流域治水が進むように、市町と連携して取り組んでまいります。

〔21番 稲森稔尚議員登壇〕

○21番（稲森稔尚） 非常に力強い御答弁いただけたと思っています。

平成28年当時の県土整備部長が、滋賀県と同様の目的や理念が県民ビジョンに記載されているというような、そんなだったらいいんだというような評価というのは非常に甘いというような悔しさがあったので、今日、再チャレンジさせていただきましたので、本当によかったというふうに思っています。

滋賀県の条例の中で、特に先駆的なのは、土地利用の規制や市街化の抑制ということにも取り組んでいるということや河川の浸水想定と内水氾濫に着目して、想定と対策を立てているということだと思います。

先日、伊賀市からも示された浸水想定ハザードマップの中にも、河川の氾濫に伴う浸水想定区域等の中に、内水氾濫は考慮していませんということになっていました。これからの内水氾濫というのをどういうふうに見ていくかということも一言、防災対策部長ですよね。難しいですよ、やめて、やめといたらあかんです。終わりましたので、また、知事には9月に伺うことにして、これで、関連質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（青木謙順） 同じく、杉本熊野議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。14番 小島智子議員。

〔14番 小島智子議員登壇・拍手〕

○14番（小島智子） 新政みえ、小島智子です。議長のお許しをいただきまし

たので、関連質問させていただきたいと思います。

最後という言葉って難しいなと思って、先ほど三谷議員の一番最後の言葉を聞いて思いました。

私が、6月議会の一般質問、関連質問の最後だと思しますので、10分お付き合いたいと思います。

子ども条例について、いろいろ杉本議員、やり取りをされましたけれども、子どもの権利保障ということだと思うんですね。

先般、2020年度の児童虐待相談対応件数でしたか、発表されました。過去最多ということではなかなか難しいな、でも、ほとんどの子どもたちはそのまま家庭に帰っていくと思います。そこから、一時保護、それから児童養護施設、里親へ委託される子どもたちは、その中のほんの一部なんでしょう。

三重県は、先ほど知事の答弁の中にもあったように、児童相談所において、アドボカシーの推進を、本当に全国に先駆けていち早く取り組んでいただいている、そのように認識しています。

児童相談所において、あるいは児童養護施設等について、子どもの権利ノート、実物を持って来ればよかったんですけども、その年齢や発達に応じて、2種類作っていただいています。平仮名で書いてあるもの、それから少し難しく、漢字を使って、ルビを振っていただいているものというふうにあると思うんですけども、子どもたちが自分にどんな権利があって、どういうことができるかということを丁寧に知らされながら、その措置を行うということだと思います。

その際に、お聞きになったことあるでしょうか。子どもの権利擁護手紙と呼ばれるものが一緒に渡されております。実物、ここに持ってくれば、それもよかったんですけども、透明なセロハンの中に、茶封筒に、三重県児童相談センターの住所が印刷をされて、その中には小さいカードも入っていますけれども、便箋のように書けるものが入っています。後ほど詳しく説明したいと思いますけれども。

その子どもの権利擁護手紙が渡される目的というのは一体何なのかという

こと、そして、始まってかなりになると思うんですね、2001年だったかなというふうには思うんですけれども、約20年ぐらい、きっと、子どもの権利擁護手紙としては歴史があるのかなと思うんですが、運用状況について、まず、お尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

〔中山恵里子子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（中山恵里子） 子どもの権利擁護手紙について、目的と運用状況についてというお尋ねでございます。

子どもの権利擁護手紙につきましては、全国の児童養護施設の中で、子ども間での性的暴力等が表面化したという時期がございまして、こうしたことを受けて、入所中の生活の中で権利侵害があった場合に、相談するためのツールの一つとして、私どもで、平成30年に作成をしたものでございます。

そうした経緯から、子どもの権利侵害が施設内であった場合に、施設職員に関わっていただくことなく、県や児童相談所に直接つなげることを主な目的として配布し、運用させていただいています。

令和2年度で児童相談センターに寄せられたお手紙ですけれども、これは年齢としては、小学校2年生から高校3年生までで、合わせて13件となっております。また、寄せられました内容は、明らかな権利侵害もありますし、児童間のトラブルですとか、あるいは生活上の要望なども含まれておりました。受け取った後には、児童相談所の職員が本人と面談を行って、施設側と対応を協議した上で、改善につなげているという対応をさせていただいております。

先ほど、議員から御紹介ありましたけれども、一方で、子どもが声を上げていくためには、自分の権利を理解する必要もございまして、そういったことで、この手紙だけじゃなくて、子どもの権利ノート、こちらも作成して、養護施設に入所する子どもたちに配布させていただき、その際にも丁寧な説明を行わせていただいております。

こうした取組は、子どもの状況や施設の特徴に応じて組み合わせていくということで、措置児童の権利が守られるように、引き続き行ってまいりたい

と思います。

〔14番 小島智子議員登壇〕

○14番（小島智子） 出発時点、違いましたね、申し訳なかったです。今までで13件ということ、私は件数は問題にしようと思っていません。子どもアドボカシーの手法っていろいろあって、その中の一つだと思うからです。

ただ、本当に権利侵害だけを目的にしているのかということがあると思うんですね。その中に入っている便箋というのは、割と小さい子向けという印象を受けます。いつ、どこで、誰に、何をされましたかというふうに括弧書きで書いてあるんですよ、ということは、何かをされたときに出すというふうに捉えがちだと思います。じゃ、翻って、子どもの権利ノートの本当に丁寧な権利の説明は、一体、何のために行われるんでしょうか。自分にいろんな権利があって、この処遇について、時間がたった後でいろんなことを思うことがあるですとか、あるいは高校生でしたら、これから先の自分の中にとっても不安があるというようなことを、話をさせていただいていると思います。里親さんにしても、養護施設の方にしても、話はしてもらっているかもしれませんが、自分の考えをまとめたり、それを第三者に見ていただくということで使うのであれば、もう少しその形態から、そのものを見直したほうがいいのではないかとというふうに思うんですね。とてもニッチなことかもしれませんが、例えば、県はこういうことをやりましたとか、やっていますとかいうふうにはおっしゃいます。けれども、それが受け手にとって、本当にどういう意味があって、使えるものなのかどうかということを見直さなければいけないと思います。

先ほど、杉本議員への知事の答弁の中で、大変うれしいなと思うことがありました。9月、そこにお座りいただいているかどうかは分かりませんが、9月から外部専門家によるいろんな子どもの権利条約に立ち返って、子ども施策を見直すんだと、それを施策に実際に反映していくんだということをおっしゃいました。

私は、今、この全国的な子どもの権利保障の流れの中で、見直しというの

は必ず必要だと思うので、しっかりやっていただきたいと思いますが、同時に、今申し上げた子どもの権利擁護手紙のような、本当に小さいことかもしれないけれども、メッセージとして、県は、あなた方を大切にしているし、声をちゃんと聞こうとしている。この伝え方でいいかどうかというのを、ぜひ、ほかにもそういうところがないかということを見直していただきたいと思います。子どもたちに、僕たち、私たちは守られている、本当に声を聞こうとしてもらっている。そんなことが伝わるような県の施策に、ぜひ大きいところも、そして本当に小さいところもしていただきたいなということを上げまして、終わりたいと思うんですが、最後に1点だけ、子どもたちが過ごす場は、学校が大変長い時間あると思います。

子ども・福祉部において、その見直しを中心になってしていただくんだと思いますけれども、その見直しを単に伝えられる場としてではなくて、ときには、一緒になって、子どもを真ん中に置いてどうするのかということを話し合ってもいただきたいなというふうに思いますので、その辺り、御期待を申し上げまして、関連質問とさせていただきます。ありがとうございます。よろしく願いいたします。（拍手）

○議長（青木謙順） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（青木謙順） お諮りいたします。明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、明17日から29日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月30日は定刻より本会議を開きます。

散

会

○議長（青木謙順）

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 3 時 50 分散会